

会 議 録 目 次

令和5年第9回海田町議会定例会（第2日目）

令和5年12月5日（火）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問		
	○久留島元生議員	4	
	○西田誠一議員	10	
	○大江康子議員	13	
	○玉川真里議員	21	
	○宗像啓之議員	31	
	○前田勝男議員	34	
日程第2	第39号議案	公の施設の指定管理者の指定について（海田町福祉センター）について	42
日程第3	第40号議案	公の施設の指定管理者の指定について（海田町シルバープラザ）	45
日程第4	第41号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	49
日程第5	第42号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	50
日程第6	第43号議案	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	50
日程第7	第44号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	50
日程第8	第45号議案	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	50
日程第9	第46号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第10	第47号議案	海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制	

		定について……………	53
日程第11	第48号議案	令和5年度海田町一般会計補正予算（第4号）……………	54
日程第12	第49号議案	令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	63
日程第13	第50号議案	令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）……	64
日程第14	第51号議案	令和5年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）……………	67
日程第15	発議第6号	海田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	68
日程第16	発議第7号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果 たすことを求める意見書案……………	68
日程第17	委員会提出議案第6号	庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別 委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案……………	70
		（閉 会）……………	71

令和5年第9回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和年12月4日(月)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 12月5日(火)9時00分宣告(第2日)

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	白井政志	2番	新谷知紀
3番	石橋京子	4番	西田誠一
5番	玉川真里	6番	小田久美子
7番	大高下光信	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不 応 招 議 員

な し

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	白井政志	2番	新谷知紀
3番	石橋京子	4番	西田誠一
5番	玉川真里	6番	小田久美子
7番	大高下光信	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町 長 竹野内 啓 佑
副 町 長 山 崎 真 紀
教 育 長 佐々木 智 彦
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三
総 務 部 長 丹 羽 勤

(選挙管理委員会書記長)

福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝
建 設 部 長 久保田 誠 司
教 育 次 長 森 山 真 文
建 設 部 次 長 門 前 誠 司
企 画 課 長 石 田 順 也
企 画 部 付 課 長 山 田 長 秀
魅力づくり推進課長 大 村 隆
財 政 課 長 吉 本 真 人
総 務 課 長 中 村 修 介

(選挙管理委員会書記)

税 務 課 長 松 井 良 哲
町 民 生 活 課 長 水 川 綾 子
住 民 課 長 中 山 え り
社 会 福 祉 課 長 杉 本 幸 穂
こ ど も 課 長 下 野 武 士
長 寿 保 険 課 長 岩 本 宏 美
健康づくり推進課長 倉 本 勇 登
建 設 課 長 早 稲 田 誠
上 下 水 道 課 長 木 村 生 栄
学 校 教 育 課 長 小 村 孝 広

生涯学習課長 森原知美
ひまわりプラザ館長 下田由香里

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 脇本健二郎  
主 査 戸成正考  
主任主事 須崎 亮

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町福祉センター）
- 日程第3 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町シルバープラザ）
- 日程第4 第41号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 第42号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第43号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第44号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第45号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第46号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第47号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第48号議案 令和5年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 第49号議案 令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第50号議案 令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第51号議案 令和5年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第6号 海田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 発議第7号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書案

日程第17 委員会提出議案第6号 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び選挙管理委員会委員の説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等撮影については許可をいたしますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。11番、久留島議員。

○11番（久留島） 11番、久留島です。この度当選された新町長、誠におめでとうございます。今後よろしく願いいたします。選挙の投票率についてお尋ねします。海田町の投票率は依然として大幅アップしていないが、特に18から29歳の年代が低迷している。どこの市町も同様だと思うが、高齢者も含めていろいろ対策を考慮しなければ効果はない。海田町ではこども議会を平成28年から6回開催しておりますが、政治に関心を持たせて選挙の投票率アップにつなげようとしている。また、令和5年10月には、北広島町が高校生議会として近隣3校計23人が参加して、初の模擬議会を開いたことも選挙の投票率アップに直結するものである。次のことをお尋ねします。1番、海田町で行われた過去5回の選挙投票率はどうか。2番、当日の投票所を増やしてはどうか。3番、海田町も高校生議会をしてはどうか。4番、投票に行けば一部の商品が半額になるキャンペーンをやってはどうか。以上、お尋ねします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（竹野内） 久留島議員の質問につきましては選挙管理委員会のほうから答弁いたし

ますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）久留島議員の質問に答弁させていただきます。まず1点目の過去5回の選挙の投票率については、令和3年の衆議院議員選挙が51.3パーセント、同じく令和3年の県知事選挙が34.79パーセント、令和4年の参議院議員選挙は47.05パーセント、令和5年の広島県議会議員選挙が32.43パーセント、同じく令和5年の海田町長選挙が38.29パーセントでございます。次に2点目の当日の投票所数については、過去の投票区の見直しの際に、7投票区から現在の6投票区に再編した経緯もあり、現在の投票区を維持したいと考えております。次に3点目の高校生議会については、本町においては町内在住の小中学生を対象とするこども議会において主権者教育を行っているため、選挙管理委員会といたしましては高校生議会を実施する考えはございません。次に4点目の投票に行けば一部の商品が半額になるキャンペーンについては、特典の有無によって投票の参加が左右されるといったことを選挙管理委員会が実施するのは、投票の自由の妨害につながるおそれがあることから難しいものと考えております。しかしながら、こういったキャンペーンについては、各企業・団体が主体となって実施されていることから、先進事例を参考に調査研究してまいります。以上です。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）再質問させていただきます。今、投票率が、例えば世界の投票率があるんですね。これが1番のランクに上がっておるとこが99.26パーセント、ほとんど全員ですよね。これはベトナムです。ただ、ここは選挙管理委員というのを各地区に置いて、そして皆さんに投票していただく。大きいところには投票箱を選挙管理委員が持って行って投票していただいている。また、動けない人、障がい者の人には、その家族が代理投票を管理委員の立会の下でやっているというふうなことであります。日本はこれに比べて150位、平均53パーセント。また、フィリピンなんか連続2回欠席したら、投票権剥奪という国もあります。こういう国がいいか悪いかは別として、多くの人に投票に行ってもらうためには、やはり努力しなきゃ駄目と思うんですよ。そのためにいろいろ施策していただいてやってもらいたいと思います。まず、過去5年間の投票率を見たら、大概40パーセント以下、約6割が選挙に行っていないと思われれます。民意が十分に反映されていない。こういうことでございますね。選挙への関心が低くなった、我々議員にも責任があると思うんですが、もう少し私らも宣伝をしてしっかり選挙に行ってもらうように

努力したいと思います。また、これまで投票率向上のためにどのような改善策を実施したのかお尋ねします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）選挙管理委員会といたしましても、選挙の度に駅前等で選挙啓発、投票に行ってくださいようお願いしているところでございます。また、先日でもありました期日前投票所も海田東公民館に設置するといったこともしてまいりました。そのほか、通常の選挙チラシであるとか、選挙公報であるとかということで、投票率の向上に努めていきますとともに、やはり、こども議会等の主権者教育ということが重要でありますので、そこら辺で小中学生にそういったことを、投票の重要性を学んでいただいて投票率の向上に努めているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）いろいろ施策をしておられるようですが、これで投票率が投票の結果においてあまり芳しくないのは、男女、どのような原因で投票に行っているか、そのような調査をされたことがありますか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）県、国等の調査で、やはり数字を上げていく上では、女性が多少投票率のほうは高いという実態はございます。そこに向けて、特に何かしたわけではないんですが、実態として女性のほうが投票率が高いというのはございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）年代別にはどうですか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）年齢別で言いますと、最も高くなっておりまして、この度の町長選挙の例でいきますと、75歳から79歳が62.3パーセントで最も高くなっております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）一番高いとこでなくて、若い人なんです、気になるのは。だから、18歳から、また、20代、30代、40代とありますね。三つぐらいに分かれてみたらどうですか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）まとめたものはないんですけれども、個別に申し上げます。

18歳、19歳につきましては24.27パーセント、20歳から24歳が12.3パーセント、25歳から29歳までが17.91パーセントとなっております。一方で、40歳から44歳につきましては35.88パーセント、45歳から49歳については36.32パーセントとなっております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それと、政治意識に関するアンケート調査を実施したらどうかと思うんですが、実施する意向がありますか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）なかなか選挙単体でのアンケート調査というのは非常にコストもかかってちょっと考えにくいので、何かの調査、全体的な調査があるときにそういうことも考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）二言目には経費がかかるという言葉が出てくるんですが、無駄遣いをたくさんしているとこもあるんですから、それはあまり言わないでくださいね。それと、通勤や買物ついでに、駅前のスーパーとか大きい場所に投票所を設けたり、それから、投票時間の繰上げ、繰下げ、これを行ってはどうかと思うんですが、各地区に、また自治会館もありますし、この自治会館を全部使ったらかなり助かると思うんですね。お年寄りの方は、杖をついて、例えば私の住んでいる成本の地区、ここから投票所までに行くのに1キロ以上あるんですよ。そこで投票所に行くいっても、やっと着いたかと思ったら、山の上にある、投票所がね。そこで転んだりしたらけがする。だれが補償するんですか。そういうふうなことを考えたら投票に行きませんよ。今度、新庁舎ができて、今度はこっちにも、来れないことはないが、やっぱり1キロ以上ありますよね。だから、投票所の場所をある程度勘案してから、投票所を増やす意向はないですか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）昨日の期日前投票所の議論と同様かと思うんですが、なるべく近くに投票所があるというのは非常に便利で投票しやすい環境だとは考えております。ただし、もろもろの課題等もございますので、そこら辺は、経費、費用対効果といったことも考えなければ、非常に経費がかかってくるということで、慎重に検討させていただきたいと思っております。また、駅前等の利便性の高い施設での投票というのも常に選挙管理委員会内で議論はしておりますので、そういう環境を整えればやっていくべきこととは考えておりますので、また議論を深めて、実施できるかどうか検討をしま

りたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）今はインターネット投票とあって、この度の町長選挙にしても補欠議員の選挙にしてもそういうふうなのがちらほら立候補の方から聞いたんですが、これは検討の余地がありますか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）現在の公職選挙法の規定の中ではそこは難しい、まだ法整備がされてないところがございますので、国のほうでそういった議論がなされて、法改正がなされるのであれば、そこは本町のほうも実施していきたいとは考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）これから若い人が選挙に関心を持っていただこうと思ったら、やっぱり投票率の向上が鍵になっていくと思うんです。そのためには、この度、当選された町長が43歳、2名の町会議員が28歳と39歳の若い世代ですね。こういうふうな若い世代を取り入れるために、他の町ですが、高校生議会をその一つとして提案したものでございますが、高校生議会以外にも、大学生、また若い世代を対象にした取組に注力すべきだと思うんですが、この点は、その気があるかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）北広島町のほうで、こども議会、小中学生を対象にされたものはないと思います。だから、高校生でというふうなことで実施されたものと考えております。本町におきましては、まだ、その下の世代から選挙に関心を持ってもらうということで、主権者教育を小中学生対象にしているところがございますので、そこら辺で主権者教育のほうを充実してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）先ほど、投票に行けば商品が安くなるというキャンペーン、これは選挙割というのが全国にあるんですよね。これ、一般社団法人選挙割協会というのがありまして、そこへ申し込んだらやってくれるそうです。また、学生でそういうふうな協会を作るところもあるそうですから、その選挙割期間中に対象店舗で投票済書を提示すると、商品の無料サービスや割引など特典が受けられるというイベントでございます。何もかにも金がかかるから駄目だという考え方をせずに、一旦やってみて、まず国の平均の53パーセント、海田町は53パーセントになることはないでしょう。いつも40パーセ

ント未満でやっているから、それを、いかに投票率をアップするかという努力をしてもらいたいんです。以前、私が、10年ぐらい前に一般質問で聞いたんですが、回答は、選挙に行く人はもう決まっているから幾ら投票所を増やしても同じですよという返事が返ってきたんですよ。それから、一步も前進していない。選挙のときは選挙管理委員のメンバー、選挙管理委員会のメンバーなんかはたくさん臨時でもお願いして、町から各地区に選挙管理委員なんかを配置して、各地区に民生委員というのがおられますね。こういうふうな委員を設置して、そして投票所を、その人らも、昨日も多田議員なんかは質問したときに、ただ、管理者3人ぐらい要るから、またそこへ給料を払わなければいけないから難しいと言われましたが、そういうふうなことは考えずに、まずいかに投票率を増やすか、そうしないと、いつも一定の町民が投票したら、半分以上が棄権してることになるんですね、60パーセントが。そしたら、中身が薄いんですよ。実際に誰を選ぶというふうなことができないんですよ。だから、そこらのところを考えて、まず5割は投票率達成するように、もう1年ちょっとで次の議員の選挙がありますが、それまでに改善してほしいんですよ。それができますかどうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）我々もいろんな自治体の先進事例等を研究して投票率向上に努めていかなければならないとは感じております。できることはやっていく。ただ、先ほど答弁で申し上げましたとおり、キャンペーン等については投票の自由というものを妨害するおそれがあるということで、本町としてはそこまでは考えてないところでございます。ただ、選挙管理委員会として努力して投票率向上に努めるというのは、選挙管理委員会の使命でもございますので、そこはいろんな取り入れられる施策を取り入れて、投票率向上に努めてまいりたい。また、立候補される皆さんにおかれましても、政治に関心を持っていただけるよう、選挙活動等で政治教育といったものをしていただければと感じております。以上です。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）るる語られました、99.26パーセントという国もあるんですから、せめて50パーセント、また全国平均の53パーセントに達するような努力をしてほしいんですよ。今まで私が提案した分は全部できないという返事が返ってきましたが、また何年か経って聞いたら同じことを言われるんだと思うんです。やはり、努力しなきゃ駄目です。努力しなきゃ。皆さん、選挙管理委員会にしても十分実績を果たそうと思って頑張

っておられるんだと思うんですが、これから、他の市や町に負けずに、やはり平均までは早く到達してほしいわけですよ。そのためには、よそも努力しているわけですよ、選挙割なんか函館市がやっていますよね。ああいうふうにはできんことはないんですよ。人件費かかるとか何とかいうて逃げるんですが、それやはり、いいことは全部まねをして、また新しく自分のとこでアイデアを出して、そして、これから頑張る気はありますか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）投票率が向上するよう、選挙管理委員会としても様々な手法を用いて努力してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）やっと今、いい結論出ましたね。いろいろな手法を講じて頑張るというふうなのを聞きました。次の選挙の結果を見て、また質問させていただきます。以上で終わります。

○議長（桑原）4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。この度はドローン活用に関して質問させていただきます。

これまでの一般質問におきまして、有害鳥獣の生態調査にドローンを活用する提案をしました。その後、調査と研究をしておりますと、ドローンの幅広い利活用方法が期待されていることが明らかになりました。これらの利活用方法は、物流、農業、林業、漁業、防災、人命救助など、多岐にわたります。ドローンの活用には経費削減やリスク回避などの効果が期待されています。経費削減においては、ドローンの利用により人的リソースを削減し作業の効率化を図ることが期待されているとされています。リスク回避においては、人間が危険な場所に入りにくくてもドローンを利用して任務を遂行できるため、リスクを軽減できることが主要な利点であるとされております。現在、各地域の行政区でも、具体的な利活用方法とそのための企業の育成が課題とされています。神戸市など一部の地域では、ドローンの利活用方法の協議と実施が進行中です。また、広島市も、2025年までに専門企業の創出と事業の展開を進める計画があるとの情報があります。未来の展望として、ドローン技術は進化し続けており、完全自律のパイロットレス化や新たな利活用分野の開拓が期待されています。新たなビジネスモデルも登場し、ドローン関連の事業が成長しております。この状況から、本町においてもドローンの利活用に関する具体的な計画や状況が調査研究され、住民サービスにつなげるべきと考えます。

今後の展望や具体的な利用分野についての見解を伺います。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）西田議員の質問に御答弁いたします。ドローン活用に関しての質問でございますが、広島県においても、防災や施設点検などの分野で活用されてございます。こういった事業等におきまして、本町が共同して取り組めるものがありましたら、実施について検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）それでは、再質問させていただきます。利活用してはどうかという話でございますが、もしあればと思うということでお聞きするんですけども、町内事業や業務においてドローンを利活用した事例というのはありますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）実際の業務においてドローンを活用した事例はございません。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）まだまだないのは当然だと思うんですけども、利活用する一般事業者というのはいろいろ出ております。実際のところ国土交通省の発注事例で言いますと、1万2,000件、ドローンが活用できるという意味での発注をなされたそうなんですけども、実は、2,000件ぐらいしかドローンを活用していただけなかったそうです。何でかと言うと、結局、事業者自体が少ないというのがありまして、要するに、業者を育てていかないと使えない。ただ、ドローンを使うと、さっき話しましたように、経費削減できるというリスク回避、危険手当を削減できるとか、そういうことにつながっていくわけです。そういうこと、経費削減していくことによって、無駄というか、もったいない、経費を使わなくても安価で事業がなされたりとかということにつながってくると思うんです。そういうふうにしていくために、ドローン活用、仮にするならば、問題点というのが何ぼかあると思うんですけども、想定し得る問題点というのはどんな点がありますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議員御指摘のとおり、危険箇所人間が行かなくて済むとか、それから、観光の撮影で、景観を、普段は見れないような角度から撮れるといったようなメリットはあると考えております。しかしながら、一番の課題と申しますのは、それをずっと町が持つておいて、恒久的にそれを、活用を十分にしていけるかどうかという部分がありまして、まず必要に駆られてドローンが十分に活用できるということが費用対効

果も含めて、まだちょっと分からない部分があるというところが一番の課題だと考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）すいません、私の質問の仕方が悪かったんでしょう。決して、町が保有してくださいという意味ではなくて、町が今後やっていく事業、いろんな調査とか、場合によっては測量ですね、測量、要するに業者を育てて、町が要は発注する経費、それを抑えていけるとかというところにやっていかないといけないんですけども、それは、町が保有する、人材育成する、使える人間、そういうことではございませんので、御理解ください。要するに、そういうふうな事業、どういう事業自体がドローンに活用できますとか。場合によっては、医療分野で、薬剤を、これは過疎地ですけどね、そういった御高齢者のところへドローンで運ぶとか、これは物流になります。そういうことで、いろんな多岐にわたるといふことに活用されて、今後、なっていくことが想定されるんですね。今、話があったような感じでどういうふうに使えばいいか、正直、みんな分かってません。だから、勉強するべきじゃないかなと。私もこの前講習を受けました。まだ、最初の初歩的なものなんですけども、ドローンってなんぞやということから始めんといけんのですね。そういうふうな、正直、職員さんの中で、ドローンに関してどの程度知識があるのかということもあろうかと思うんですよ。どう活用しようかの前に、どういうふうなことで使えるからどう活用しようかになると思うんですけども、そのために、先ほど先進事例を言いました神戸市なんかでもそうですけども、職員さんがまずどういうふうに使えるというのを知って、要は勉強が必要かなというところで、そういう勉強会とか講習会を開かれるような考えはないでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今、議員御指摘の本町での活用方法であるとか、業者の育成であるとか、すみません、我々もドローンに関してそんなに詳しくはございません。今、議員御指摘のあった先進地、神戸市ですか、そういったところをまずは情報収集をさせていただいて、今後、どのような形でやっていくのがいいか、本町に合ったやり方なのか、まずは、その情報収集のところからさせていただければと考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）そのような回答を待っておったんですけど、是非、資料を取り寄せるだけじゃなくて、できれば実施されてる、神戸市も実施されているということなので、職員

さん、もう研修に行かれてもいいんじゃないかと思うんですよ。肌で感じないと、やっぱりやろうと思えないので、是非そういったところへ出向いて意見聴取とかされるようなことも踏まえて、今後、そういうドローンを早期に活用して経費削減とか、そういった意味の住民サービスにつながるように、取り組んでもらえるように、お願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原） 8番、大江議員。

○8番（大江） 8番、大江です。竹野内町長、この度はおめでとうございます。

大きく3点について質問させていただきます。まず1点目、仮称新畝橋開通後の町道渋滞対策について。総務建設委員会において、この10月、仮称新畝橋橋りょう詳細設計についての説明がありました。11トントラックが入れる設定とのことですが、調査期間中は近くの国信橋利用が1台ぐらいとのことでした。しかし、この橋が完成したら、大型トラックや乗用車の利用台数は格段増えてくると予想されます。今でも渋滞が多々見られるのに、もっと渋滞するのではないかと危惧しているのですが、仮称新畝橋が完成したら交通の流れが分散されるから大丈夫だと聞きました。しかし、本当に大丈夫でしょうか。特に、エブリィ前の1車線から2車線になるところでは、道路幅が十分な広さでないところに、右回りの短い車線を作っているため、すぐに1車線状態になっています。また、付近には認定こども園があり、送迎の時間帯になると車の入替えて渋滞を起こしていることもあります。橋が開通した場合の車の流れをシミュレーションして、今のうちに対策案を検討してみたいかと思いますが、橋が開通してからでは遅いのではないかと思うのですが、この問題に対しての町の見解を聞きます。

大きく2点目、大規模スポーツ大会開催可能な体育館を。我がまち海田町は金メダリスト織田幹雄氏の出身地であり、カープの三村敏之氏、大下剛史氏の出身地でもあります。その偉業を後世に伝える取組として、野球、陸上関係の活動はとても盛んです。しかし、スポーツはこれだけではありません。多種多様あります。第5次海田町総合計画の基本構想に、住民の生涯にわたるスポーツ活動を振興していくため、スポーツ推進体制の充実を図るとともに、住民のニーズやライフステージなどに応じたスポーツ及び体力づくり並びに競技力の向上を図る機会の提供や場の整備・充実に取り組めます、とあります。確かに、競技力の向上を図る機会の提供や場の整備・充実に取り組めますのこの部分は、特に陸上、野球、テニスなど屋外スポーツにおいて基本政策の方針にのっとっています。しかしながら、屋内スポーツにおいて、競技力の向上を図る機会の提供や

場の整備がなされているのでしょうか。町内者だけでの競技大会では技術の更なる向上はありません。行動指標に、大規模スポーツ大会の開催数、100人以上の目標回数が示されていますが、これができるのは、現在のところ野球や陸上関係です。室内競技で大規模スポーツ大会をしようにも場所がないのが現状です。そこで問います。①室内競技で大規模スポーツ大会が行えるような体育館を建設する考えはありませんか。場所として、ちょうど今、海田東公民館の建替えが検討されているため、ここに大規模スポーツ大会が行えるような体育館を建設してはどうかと思うのですが。1階部分を体育館にして、2階、3階を公民館やコミュニティセンターにするという一つの案ですが。また、2案として、海田東公民館では十分な広さが取れないようでしたら、総合公園に大規模スポーツ大会ができる体育館を建設してはと考えるのですが、見解を問います。

大きく3点目、公民館講座生使用の用具購入について。他分野において、各公民館での講座生が使用する用具が、買換えのないまま、講座生の修理の下、長年使用されてきています。それぞれ調査をして、用具の買換えの必要な講座があれば少しずつ購入をして、講座の充実を図ってあげてはいかがでしょうか。見解を問います。2点目、卓球の講座生の代表から、写真付きの説明書で、用具の購入要望が何か月前に提出されていると聞いています。しかし、この件に関してまだ回答がないということ。住民の大切な意見に対して早急に対応すべきではないのでしょうか。ユニカール同好会からも、ストーンが傷んでいるが値段が高いので一つずつからでも購入してほしいとの要望も聞いています。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）大江議員の質問の1点目と2点目につきましては私のほうから、3点目につきましては教育委員会から御答弁をいたします。

まず、仮称新畝橋開通後の町道渋滞対策についての質問でございますが、橋が完成することでこれまで国信橋や日下橋を通行していた車の一部が仮称新畝橋の完成により交通が分散されるものと考えております。また、町道2号線及び県道東海田広島線沿線に新たな業務施設等の立地が計画されていない現段階では、発生交通量も予想されないため、路線全体での交通量には大きな変化がないものと考えております。そのため、橋が完成した後の道路のシミュレーションにつきましても、現段階では必要ないものと考えております。次に、御指摘のございました国信橋北詰や認定こども園の送迎等の混雑につきましては、事業者側で交通整備員や職員を配置し、車の誘導などをしていただい

ておりますが、一部の時間帯で混雑が発生していることから、適切な対応をお願いしてまいります。

続きまして、大規模スポーツ大会が開催可能な体育館の建設についての質問でございますが、町民のニーズや他市町も含めた既存施設の利活用の状況、大会誘致の意義や可能性等も含めて調査研究をしてまいりたいと考えております。

それでは、大江議員の3点目の質問につきましては、教育委員会のほうから御答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。公民館講座生使用の用具購入についての質問でございますが、本来、講座で使う用具等は講座生が用意するものと考えております。卓球台につきましては、講座以外でも町民が自由に使用することを想定しまして、町の備品として計画的な更新を予定しております。ユニカールにつきましても、町のスポーツ振興のために貸与しているものでありまして、状況を見ながら修繕や購入を検討してまいります。以上です。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）3点目のほうから質問させていただきます。ここに質問しました、今、講座生のほうから写真付きで用具の購入要望、どこがどうなんというふうに傷んでいるということで、写真付きで要望書が何か月前に提出されていますが、この件に対してどのように対応されたんでしょうか。この答弁書にはそのようなことが書かれておりません。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちらにつきましては、昨年度、卓球部から文化スポーツ協会のほうに要望がありまして、文化スポーツ協会会長名で教育委員会のほうに要望が上がっております。昨年度、教育長名で回答しております。その回答の内容につきましては、破損により修繕や購入が必要な場合は検討するという回答をしております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）現在、用具は、小さな小物でしたら館長さんに言えば購入をしていただいております。しかし、ユニカールにおいては、一つが50万するそうです。お金の桁がちよっと多いのでなかなか言いにくいということですので、やはりこれは、ここに書いているように、それぞれ講座生、今おっしゃったように、講座生が持つ、負担する用具というのもあります。しかし、全体で使うものはここに状況を見ながら修繕、購入とか、

町の備品として計画的な更新によってといういい返事をいただいておりますが、やはりこれは調査をしないと、講座生が遠慮がちにどうなのかと悩んでいるところもありますので、一応、講座生のほうにこれを調査してはいかがでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）第1答弁にもありますが、講座生が使う用具は原則講座生が用意するものという考えです。その中で、町民さんが講座生以外でも広く使うものについては町の備品として貸与したり使用していただいているというものですので、講座生のほうが使うものについて、調査というのは現在では考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、ここに町の備品として計画的な更新、それから状況を見ながら修繕、購入を検討、これらはもし状況を見ながらといっても、これは講座生が使用しているものの状況は講座生しか分からないことなんです、これは、館長のほうにこういうふうな要望というのを届けをすれば、教育委員会のほうに届くということなんでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）町の備品につきましては、公民館を通して当然生涯学習課のほうに話が入ってまいりますので、そこで修理等できるかどうか検討し、それでも駄目なら購入を検討していく、町の備品についてはそのように対応していきます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）1点目のことなんですけども、今、国信橋での交通量を見ましたら、逆方向から、大正町のほうから国信橋のほうを曲がってエブリィ付近に買物するお客と中野の方面から来て国信橋を渡って買物するお客さんもいます。今、ここ車の流れは、もし、まあこれ、シミュレーションなんだろうけども、新しい橋ができたなら流れが分散されるとありますが、危惧しているのが大正町のほうから来た車が新しい橋を渡った場合、エブリィに入りましたら、今度は出るときが、ちょうど短い2車線の部分になります。そうすると、そこでもう渋滞が起こってくる形になるわけです。ですから、流れがスムーズになりますよとおっしゃっていますが、その部分がもう少し2車線、右回りを無理に1車線のところで右回りを作ったものですから、正直言って車が3台止まると、もう右回りの車線がない状態が今の国信橋付近、エブリィから出たときの国信橋付近のところ。ですから、そこはもう少し右回りの車線を取れるようにしないと、やはり、この橋が開通したとしても、流れは、そこで渋滞が滞ってしまうんじゃないかと思うん

です。ですから、今、流れがというのが、大正町に抜けて行く車は新畝橋を通っていかれると思うんですが、今の場合、渋滞はそういう商店の周りで渋滞が起こっているケースが多いんです。ですから、そのところの道路改良とかをしないと、それを考えないと、やはり、幾ら橋ができました、流れが違ってきますよっていても、1車線がわずかに少しの車3台分の右車線しかないような状態では、必ずそこで渋滞が起きるんじゃないかと危惧しているんですが、そのことについてどう思われますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）町長答弁でもございましたように、現在、事業者側のほうで交通整理員を配置し車の誘導をしていただいております。おっしゃるように、時間帯によっては、車の混雑が生じているという現象が出ておりますが、これらも交通整理員のほうで誘導のほう、国信橋のほうに行くんかというところをしていただいているところでございますので、そちらのほうでまた適切な対応をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。御質問の趣旨は、今の右折車線をもう少し長く取れ、そういったことだと思います。国信橋のところですね。あそこの右折車線を作るに当たっては、まずエブリィとかあそこの一つのショッピングセンターが立地するときに、当然、右折のところ渋滞するというので、事業主と話をしまして、本当は1車線分ぐらいちゃんと取りたいんですけど、やはり、それだったらショッピングセンターのほうに駐車場の台数が減るので、協力できるところで今の1.5車線整備という形で、あそこは開店をして道路のほうもうちのほうで改良のほうをさせていただいた経緯があります。今言われるように、付加車線をもう少し長く取るということになると、ちゃんとした付加車線を取って、まずショッピングセンターのほうの用地をまたちょっといただいて、付加車線、長く取るということになると、今の出入り口を少し移設するような形になろうかと思っております。今言われるように、2台か3台がやっとならざるを得ないので、それをもっと取るということになると、道路全体を、ちょっと難しいことになるんですけど、本線をシフトして付加車線を取りますので、出入り口がもう少し下流側に持ってくる必要があります。そうなってくると、今のショッピングセンターの何店舗か道路側にある店舗がありますが、あちらのほうにも大きく影響が出てくるという具合に我々のほうは考えております。したがって、今課長が申し上げましたように、日々、毎日、ずっと全ての時間で渋滞しているというよりも、やはり

一定の時間帯だと私たちは思っております。夕方とか日曜日とかの昼間の時間帯とか。ですから、今一遍に付加車線をやるようなことをやるよりも、やはり事業者側にとっても我々道路管理者のほうにとっても利用者にとっても、一番ええのは、今のところは交通誘導員を配置していただいて、そのソフト対策、実際には全部付加車線のところがいっぱいだったら、ガードマンの人、左に多分回してないと思いますね。反対側の下流のほうに回したり、いろんな手だてをしていただいております。その手だてで、今ちょっとやっただいておりますので、それがまだ十分でないようであれば、今、第1答弁でも申しましたように、我々のほうから、またそれは御相談をさせていただきます。当面は今言ったような対応のほうでさせていただければと考えております。

○議長（桑原）大江議員、分かりますか。

○8番（大江）はい。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、誘導員と言われましたけど、誘導員がいるのは、大体、土曜日か日曜日ですね。平日はあまり立っていないように思うんですけども。ですから、土日の一番忙しいときに誘導員が誘導されています。それで、今、対応ということなんですが、それでしたら、そここのところに、やはり新しいところにも信号ができると思うんですが、それに連なって、そこに信号をつけると、右車線、直進とかいうのもスムーズに動くんじゃないかと思うんですが、そういうところもシミュレーションとしては考えられてますでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）信号はちょっとその次の段階になるかと思いますが、今、貴重な御意見をいただきましたので、これは事業者側のほうに、まずはしっかりちょっと誘導できないか、渋滞が解消するようにできないかということは申し入れてまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、2点目の大規模スポーツ大会開催可能な体育館なんですが、昔は安芸郡の大会と言えば、全部含めてかなりの件数あったんですが、今、安芸郡の大会といったら、府中町、坂町、熊野町、海田町で、今卓球のほうはその4町でやっておりますけども、正直言いまして、海田町だけ会場がないので、府中、坂、熊野を順繰り回っております、当番制で。海田町だけ、当番が来ても、会場がないということで今できない状態なんです。これは、調査まではしてませんが、卓球だけなのか、ほかの安芸郡の大

会なんかでも会場として海田町が使える場所があるんだろうかという、そういう危惧をしているんです。というのが、広さが十分でない。ですから、大きな大会ができないんですね。昔は海田町のほうが、中学校を利用して大きいということでしたけども、その後、坂のサンスター、熊野、府中町のくすのきという大きいのがどんどんできて、そちらの会場を使うようになりました。ですから、文化スポーツ協会を作って、スポーツを振興しようというのであれば、やはり大きな体育館を建てて、そこに今の小中学生なんか総合スポーツということも叫ばれていますので、親子が一緒にいつでも行って、そこでスポーツを楽しむというような、そういう会場が必要ではないかと思っております。海田にはそういうものがないので、ただ、名目はスポーツ振興だ、スポーツと文化のまちだとおっしゃっていますけども、そのようなことは言われても、実際、可能な場所はありません。そこで、ここは、誘致の意義や可能性含めて調査研究と書いていいお返事をいただいておりますが、もう一度やはり他市町の現状と海田町の現状を見比べて、どのように、今後、これを実現するような考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）海田東公民館の建替えにつきましても、町の将来像を踏まえた公共施設等の利活用に係る総合的なマネジメントの中で検討してまいりたいと思います。今回の議員のほうから御提案をいただきました、町外から多くの方が来られて、大規模なスポーツ大会が可能な体育館でございますけれども、その体育館の誘致の意義や可能性等、そういったものを町民の方がどのように感じておられるか、そのニーズを確認いたしまして、調査研究のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）なぜここに大きな体育館をと思ったのは、新仮畝橋ができて、駅が今検討されていますが、駅ができる。そうすると、この東地区を拠点として、そこに体育館とかコミュニティとかいろんなものがそこに集約したものが拠点としてできた場合に、そこに、要するに、今の駅の乗降の、ちょっと小耳にしたんですが、1日の乗客が5,000人いないと、という話を聞いていますけども、そこにできることによって、乗降の人がたくさん出てきて、それによって、今度はあそこにお店ができたりとか発展していくのではないかと、これは私の一つの想像なんですけども、そういうふうに将来像を描いたときに、ここに大きいものができて、それに対して人が乗り降りしたり、来る。そうする

と、その地域が発展していくんではないかという構想の下で、私がここに大きな体育館、その構想もありまして、安芸郡の大会とかいろんな大きな大会とか含めてでもですけれども、それを想像してここにできたほうがいいんじゃないかということで御提案させていただいたわけです。それと、やはり何でもそうですけども、子どものときにテレビで見るよりも、実際に有名な選手とかがそこで競技をすることで、憧れを抱いて、僕はあるようになりたいとか、私、ああしたいとかいう、そういう将来にわたってのスポーツ選手を育てる意味でも、大きな大会で有名な選手が来て、強い選手が来て、その技術を見て習得したり、憧れたり、そのことが将来のスポーツ発展につながるんじゃないかということで御提案したんですけども、その点、今、先ほど、ニーズ調査を確認しておっしゃってましたけども、まず、今は小学校の建替えが優先ですけども、将来的にそれがある程度見通しがついたら、この件について早急にもう一度検討していく考えはないでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）ただいま議員さんのほうから御提案のありましたとおり、町内におきまして、数日間にわたる大規模な大会が開催されて、大会の出場者、関係者の方々が町内に滞在されて、その周辺で昼食でありますとか、そういった活動をされるということは、地域にとってにぎわいにもつながるかと思えます。そういった大会を海田町で開催をしたときに、地域にどの程度の効果があるのか、そういったことも検証する必要があると思いますし、そういったものを町民の方が望んでおられるかどうかということも大事なところかと思えますので、そういったことも含めまして、検討のほうをしてみたいと考えております。

○議長（桑原）学校建設が終わった後で、これを調査するかということ聞きよるんですが、教えてくださいよ、ちゃんと。

○企画部長（鶴岡）現在、町におきましては、やはり学校の建替えが最優先だろうと考えております。スポーツ施設以外にも整備をしていきたい施設もございます。そういった中で、大規模なスポーツ大会が可能な体育館をどのようにしていくか、そういったことを総合的にマネジメントしながら検討してみたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ここで広さの問題を言っていますけども、現在の広さでは、大きなのは少し望めないかなという考えもあるんですけども、今、駐車場で借りている土地の購入と

かなどを含めて、いつも海田町は、何でも後、後、後で、何かしようと思ったときはもう既にその土地はなくて、図書館でもそうですけども、駐車場をしようにももう土地がなくて離れたところ。ですから、投資が、最初にそこは将来的な見通しを立てて購入ということも必要ではないかと思われます。ですから、やはりこれらを考えるときに、地域周辺の、今、空き土地もありますし、マンションを崩した土地も空いています。ですから、やはり早急に手を打てないと、そこにマンションが建ったりすると、後々の、全部後手で広さができないということもありますので、その辺の御検討も考えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今、ある町の施設でありますとか町有地、そういったものをどのように活用するのか、それはその周辺の土地の活用も含めてでございますけども、それが総合的なマネジメントだというふうに考えておりますので、総合的なマネジメントで検討してまいりたいと考えております。

○8番（大江）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は10時20分。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。5番、玉川委員。

○5番（玉川）5番、玉川です。本日は大きく2点について質問いたします。

まず初めに、西小学校区の安全対策についてお尋ねいたします。シルバー人材センターの向かいに緑地がありますが、中国電力の工事のために貸し出したときに、水路を塞ぐ形で復旧されておまして、雨が降る度に溝に水がたまっており、浸水の要因になっております。早急に水路を造り、対策を講じる必要があると思いますが、どうでしょうか。次に、海田西小学校への通学路には、雨などにより公園から流れてきた砂やトラックなどが落とす砂などが側溝にたまり、詰まっているところが複数箇所ございます。夏には大量の草が生え、通学時には危険があるだけでなく、雨が降った際に水が流れず浸水被害の要因にもなっております。また、南つくも町にある大きな水路がございます

が、ここに堆積した砂や流木などがございまして、底上げの状態になっております。これらについて年間で計画的に取り除く必要があると思いますが、どのようになっていますでしょうか。次に、尾崎川についてですが、尾崎川には大量の砂やヘドロがたまっており、その上に自転車や傘などの不法投棄がされている状況でございます。それによりかなり底が上がっている状況です。これらも伴って悪臭にもつながっており、排水の問題以前にこれらの撤去が急務であると考えております。撤去はいつ頃できるのでしょうか。県と協同して海田町でもできることはないのでしょうか。次に、尾崎川の護岸について、現在、コンクリートが打ってあるところに大きな木が生えている箇所が幾つかございまして、それが崩れてしまう危険性があるように見受けられます。それについて不安に感じている住民の方々もいらっしゃいます。早急な対応が必要であると思いますが、どうされるのでしょうか。これも海田町でできる対処というものはないのでしょうか。

大きく二つ目、新庁舎への案内表示についてお尋ねいたします。9月に海田町役場新庁舎が開庁してから2か月が経過しておりますが、しかしながら、海田町役場の場所を知らせる案内表示が主要道路である国道2号線や県道276号線上になく、導線も分かりにくい状況です。周辺の住民だけでなく海田町の全住民、また転入を希望される町外の人にも分かりやすくするために表示が必要であると思いますが、どうでしょうか。以上について答弁を求めます。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）玉川議員の質問に御答弁いたします。

まず、安全対策についての質問でございますが、1点目につきましては、新たな水路を設置する工事を11月に発注し、1月に完成する予定でございます。2点目につきましては、砂などの堆積や草などが繁茂している側溝につきましては、既に撤去工事を完了してございます。また、御指摘のありました南つくも町の水路につきましては、堆積物の撤去工事を行ってまいります。次に、基幹的な比較的大きな水路につきましては、昨年度まで一部の水路を定期的に浚せつしてございましたが、堆積量が少なかったため、今年度からは出水期前の危険箇所の点検や地域住民からの情報提供などに基づき、必要な箇所について適宜実施することとしてございます。今後につきましても、今年度同様、過去の浸水履歴や住民の皆様からの情報提供などを参考に、適宜浚せつ箇所を選定し実施することで、浸水被害の軽減に努めてまいります。3点目につきましては、河川管理

者である広島県に対しまして、自転車の早期撤去を要望しましたところ、県において年度内に撤去すると伺っております。また、ヘドロの撤去につきましても、県へ要望しましたところ、河川断面を阻害している一部区間につきましては、令和4年度に県において浚せつを実施したところで、現状では堆積状況が河川断面を阻害するまでではないため、浚せつの予定はないとのことですが、今後の状況を踏まえて適切に対応すると伺っております。4点目につきましては、現地の状況を河川管理者である広島県に報告し、早期対応を要望したところ、護岸に影響がある樹木については撤去すると伺っております。今後も町といたしましては、県管理の護岸等に早急的な対応が必要なものにつきましては、適切な対応を早期に実施していただけるよう要望してまいります。

続きまして、主要道路から新庁舎への案内看板についての質問でございます。庁舎移転に併せて、既存の案内看板の広島県海田分庁舎を海田町役場へ変更しておりますが、御指摘のとおり、国道や県道といった幹線道路沿いには案内看板がございませんので、関係機関と協議の上、設置できる箇所から設置を進めてまいります。以上でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）それでは、再質問させていただきます。まず、シルバー人材センター前の緑地の溝について、11月に発注し、1月に完成していただけるということで、是非どうぞよろしく願いいたします。そのときにどのような形で水を流していくのかというのが大切かと思うんですけども、そこについてもう少しどのようにする予定なのか御説明をお願いいたします。

○議長（桑原）建築課長。

○建設課長（早稲田）現在のますのほうは、緑地のほうに排水管が昔出ていた、その管が途中で切れていたというところで、現在ふたをした状況になっておりますので、その管を、緑地内を通して現在の町道、あそこの、店舗ございますよね、尾崎川沿いの、その店舗の横の側溝ますにつながるものが、高さをチェックして分かりましたので、そのような工事を発注してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）これについて周辺の住民の方にも、不安を持っていらっしゃる方がいらっしゃると思いますので、情報提供もしてあげてほしいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田） 工事着手前に、業者のほうと近隣については御説明させていただきたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） 2点目のことについてなんですけれども、南つくも町の水路については撤去をしていただけるということなんですけれども、これ、定期的に年間計画でやっていかないといけないのかなと思います。通学路の周辺、また、この次にもかかってきますが、ちょっと大きな水路等もあって、そこに砂がたまってきて、草が生えてくるというような、この点検については年間で何回ぐらいを想定されておりますでしょうか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 全ての水路、道路ということになりますと、莫大な量になりますので、今、町長答弁にもありましたように、出水期前には危険箇所の点検をしております。これは浸水の多い地区、そういった問題のある地区でございます。その他につきましては、橋とか道路付属部分については国の指導で5年に1度大きな点検をしておるんですけども、道路、舗装については適宜という形になっていきますので、今の人材、厳しい中で、こういった形で定期的に行えるかというのは、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） 特に、通学路で危険と言われていたのが、蓄積した砂や土の上に、夏になると大きな草がたくさん生えていて、そこを通れないので、子どもたちが道路側にはみ出してしまおうというところでお話を聞いております。ですので、そのような草が生える時期の前には、それらの堆積物がないかどうかというのをチェックしていく必要があるかと思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 通学路の点検というのは重要であると考えております。教育委員会のほうと通学路の安全点検というのを毎年行っておりますので、そういった中の情報を共有しながら、通学路の安全を確保してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） 危険箇所の点検について、学校のほうと共同して見ていただけるということとは非常にありがたいことで、また、地域住民の方からの情報提供に基づきというふうにございますが、学校のほうに毎年要望書などがあるんですが、それ以外に住民さんた

ちが御相談をしやすい状況を作るために、窓口とか案内とかが必要であるかなというふうに思うんですけども、これについて年に1回の要望以外に何かお考えのことはございますでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）情報提供をいただくのは、電話であれば開庁時間、宿直もいますけども、それが主になってきます。今年度、下半期からでございますが、LINEによる道路とか橋とか、そういったものの破損箇所、損傷個所について情報提供をいただくようなシステムを構築しまして、現在、運用中でございます。LINE登録をいただいている方は、昨日だったかな、通知を差し上げておるところでございますので、今後そういった情報も点検の一つの情報としてやってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）LINEでの情報提供ができるということは非常に便利であり、現在、子育て中の御家庭、通学路を使って危険を感じている御家庭にはすごくいい情報収集の仕方だと思いますので、それを、まずはしっかり周知することが大事だと思います。なかなか、広報かいたを読んでいただけない方もおられる中、どのようにしてその周知徹底を行われる予定でございましょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）こちらの情報システムのほうですが、道路管理システムを元にそれを、GISで管理しております。で、そういった町に来られる方にチラシを配ったり、当然広報にも入れましたけども、LINEでの情報提供とかホームページでの提供を、定期的に、また進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）こういうときこそ、横の連携、各部課との連携が必要かなと思います。特に通学路のところで心配されている住民さんが多いので、教育委員会と協同されまして、情報の伝達について考えていただけるのがいいのかなと思います。例えば、チラシなどを学校のほうに提供していただいて、それを全保護者さんに配布していただくなどという手法もあるかなと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員おっしゃられるとおり、保護者の方の情報が、情報として大切で、この度、ブロック塀の危険な箇所についての情報提供を教育委員会を通して学校の

ほうにチラシを配布させていただいたところでございます。同様に、今の道路施設等々については、通学路ですね、危険な箇所についてもそういった情報提供いただけるように、チラシの配布を教育委員会と協議し検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川） 具体的なところになりますが、せっかくLINEで通報できるシステムがあるということを、大々的にしっかり分かりやすくお知らせしていただけたらありがたいかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。続きまして、自転車等の不法投棄については年度内に撤去をしてくださるということだったんですが、これについても、例えば、先ほどのLINEでいろいろ通報できるシステムがあるということですので、これは、町民さん全体にわたって、不法投棄を見た場合に通報されたりとか、これ、幾ら撤去していただいても、また同じように不法投棄されてしまっただけでは同じことになりますので、そのあたりの、まず、取っていただくことを本当に年度内に撤去していただくというふうに調整していただけたことは非常にありがたいところです。ヘドロがたまったりして、汚い状態であるから不法投棄もそこに追い打ちをかけるというか、されやすくなっているのじゃないのかなというふうに思います。その監視体制等も必要かと思っておりますので、その不法投棄を防止する対策については、海田町で考えるべきところかなと思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田） 不法投棄のことでございます。町として答えますので、関係部署と
その辺しっかり連携いたしまして、不法投棄の未然防止について取り組んでまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川） 今回、せっかくLINEでの通報、情報提供というのできるようになるということですから、この不法投棄対策についても、皆さんが意識できるような案内等をされてみてはどうかと思います。なので、通学路等の危険箇所、また不法投棄であったり、そういうことに対して皆さんが意識を向けてもらって、通報するようなシステムになっていましたら抑止力になるかと思っておりますので、そのあたりもどうぞよろしく願いいたします。ヘドロの撤去について、令和4年度、県にて浚せつ工事を実施していて、今は堆積状態が河川断面を阻害するまでにはないということであったんですが、なかなかこの深さがしっかり取れていないと、昨日のほかの議員さんの御回答であったと思うんですけど、深さがしっかり取れてないと、すぐにあふれてしまうということがあ

りますので、その対策というのは必要になると思うんですけど、そこについてはどのように計画しているようにお聞きになられておりますでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）こちらのヘドロの浚せつでございますが、先ほど、尾崎川排水機の増設、この要望に県に行くときに、併せてヘドロについても要望しております。その中で、令和4年度、海田高校の前、海田警察からシルバープラザ前なんですけども、その浚せつをしていただいたところでございますので、そういった特にひどいとか、においがきつところについては重点的に要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）多分、木が生えているところとか、先ほどつながったところにはあるんですけども、そこから自衛隊前までの尾崎川の周辺というのはヘドロと木が生えていたり、草が生えていたりということで、かなりかさが上がっているように見受けられます。そこについて、今のお話、全部令和4年にやられて、そこが下がっているという認識なのかなと思ったんですけども、海田高校前からの箇所についてはそういうことだという事ですね。そこについては私も見て承知しております。ただ、それより先というのはまだまだ堆積した状態であると思いますが、そこについての浚せつの要望をこれから出していただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）尾崎川の護岸のほうは幾ら取ってもいいというわけではないので、護岸の状況、それから河川の計画、今までの河川断面、これを、中で、障害しとるところは県のほうで基準を持って判断されるんですけど、町としましては、済んだところ以外のやってないところについては、引き続き、排水機増設と共に要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）全体の、2トンでしたかね、昨日の、深さを、20トン、20トンたまるような工事をされるという昨日のお話、多分、このヘドロのことと関係してくるんですけども、これの工期とかこれからのスケジュールというのはどのように把握されておりますでしょうか。

○議長（桑原）建築課長。

○建設課長（早稲田）今年度、護岸の詳細設計を県のほうで行われているところでござい

ます。今後のスケジュールにつきましては、まずは排水機の増設をお願いしるところですので、今後こういったスケジュールになるかというところは県のほうで決めていただくんですが、まずは尾崎川の排水機の増設を、早期の完成をお願いしておりますので、そのあとになろうかと思えます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）そこの排水機の増設、もう皆さんが常に言われております、これと、それだけではなくて、しっかり水がたまるような対処をセットでやっていただかないと、なかなか地域の浸水被害というのは対応できないかと思えますので、それも今回、念を押して、また県のほうに御要望をいただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。次に、護岸に影響のある木については撤去すると伺っていると今御答弁いただいたんですけども、この時期についてはどのように調整されておられますでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）自転車の撤去と同様をお願いしたところでございますが、こちらのほう、時期のほうは明言は差し控えさせてほしいと言われたんですけども、同様に早急の撤去をするようお願いしておりますので、そのように対応していただけるものと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）もうかなり根が張って太くなってきて、せっかくコンクリートを打っていただいているところが盛り上がってきている状態なので、早急にしていただけるように御要望いただきたいと思えます。また、この木がどんどん茂って行って、今までも剪定していただいていたと思うんですけど、ここについては海田町ができるところかと思えますので、定期的に、それが、例えば川に入って行って流れを阻害することがないように定期的な剪定、そして点検というものが必要かと思えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今の枝が伸びてきてとか草とかというのは河川管理のほうになりますので、町としましては管理者のほうにそういった要望、ただ、道路のほうにはみ出る部分については町のほうもできますので、それは管理者のほうと適宜協議して実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）なるべく町のほうでできること、管理者、県のほうなんですが、しっかり協議していただいて、海田町でできるところはなるべく海田町のほうで住民さんの安全とか不安の対象になりますので、そこのところは、ミリミリで、ここからはみ出しているからここは海田町とかするんでなくて、予防的にどんどん海田町のほうでできるようにしていただきたいんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）そちらのほうは状況を確認して、安全に通行できるように、安全確保されるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）本当、今、LINEでそうやって情報提供ができるといういいシステムを運用できるようになったというお答えもあったので、是非、町民さんからの不安がすぐ実行に移せるよう、また県だ、国だ、これは県だから、国だから、うちではありませんというようなお答えを住民にされるのではなくて、調整していつぐらいまでにこうだと言われていきますとか、ここについては要望していきますというような、丁寧な住民さんへの対応をこれからもしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、新庁舎の案内表示についてなんですけれども、設置できる箇所から設置をしていってくださるということで御答弁をいただいたんですけども、大体、その幾つぐらいとか、いつぐらい、どこにというのは、もう考えられているのでしょうか。それとも、これから検討されるのでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（大村）いつ頃に何枚ほどという質問かと思いますがけれども、ちょっとこれから詳細は業者などと調整して検討していくんですけども、新年度予算に計上できればと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）本来、これって、新庁舎ができる前に検討して、もう準備しておくべきことではないですか。それが今現在、主要道路、2号線から、また県道から、私も何度も走ってみて、住民さんや町外の方からの声を聞いて、本当にないなど。私分からない体で県道を走ってみたところ、東広島からの道路にしても廿日市からの道路にしても、全然表示がないので、気づいたら、ぱっと見たら、あつて、通り過ぎてしまうというよ

うな状況が現在起きていると思いますが、その辺はどのように認識されておられますか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（大村） 庁舎移転の際には、既存の看板を改修するということにとどまっておりましたので、御指摘の点も踏まえまして、案内機能が向上するように早期に取り組んでまいります。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） 現在、私が指摘したのは国道2号線、そして県道のところですけども、両方にしっかり看板が設置されるように検討されるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（大村） 今の検討段階としては、県道の日の出町交差点界限、それから国道の海田小学校交差点界限、それから、海田町役場北交差点、高津鋼材がある辺りの交差点辺りにつけたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） 自衛隊前から西小学校のところを真っすぐ行かれたときに、看板がないので、多分、どのようにして新庁舎に行けばいいのかというのが非常に分かりづらいんじゃないのかなと思います。そちら側からの誘導については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） この度は新庁舎への案内表示ということで、本来であれば開庁に合わせて整備すべきところだったと反省はしております。本日、様々なルートから、どこにあるべきかといった御意見もいただいておりますので、また改めて、どこに必要なのか再調整をさせていただいて、あと、設置するのが国道でありますとか、県道とかになりますので、道路管理者等々、支障にならないところはどこなのか、どういった設置ができるのか、そういったものも調整をいたしまして、可能などころから設置のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） 併せて、道路設置者のほうに大きな全体の看板とかありますよね。今、新しい東広バイパスができて、まだ消してあるというか、修正中の看板もごございます。そのようなところに海田町役場の表示であったりだとかというところも要望していかないといけないのかなと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（大村）そういった看板の活用も含めて、適切な設置を検討していきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）なかなか今回の庁舎移転に関しては、何につけても後手後手、されているというふうに感じております。これから海田町が魅力づくりを含めて、新町長の下で進んでいきたいと思っているところですので、なるべく前倒しで検討を早めにして、今回のことをしっかり反省していただきまして、町政の運営をしていただきたいと思いますが、最後に念押しで、していただけますでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまでの取組で反省すべきところは反省をいたしまして、できるだけ早く解消できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）しっかりと予測して対応していくことをされて、今後、こういうことのないように、海田町が前進して、魅力的なまちであるというふうに思われるような行政の運営をしていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。これで一般質問を終わります。

○議長（桑原）10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。まず、町長にお聞きしたいと思います。公約に上げられた給食・医療費の無料化についてでございます。選挙において給食問題や医療費無料化に関する公約を上げられておられます。このことについては私も賛同できるものと思っております。しかし、財源や実施期のことが気にかかっていますが、そのことについてどのようにお考えかお聞きするものです。

次に、健康診査について質問いたします。この事業については、一般会計や国民健康保険会計において実施されているところですが、健診できるのは集団健診や医療機関では実施されております。特に医療機関については、町内のものに限られていますが、町民の利便性を考えて、その範囲を広げることはできないのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）宗像議員の質問に御答弁いたします。

まず、給食費・医療費の無償化についての質問でございますが、医療費の無償化につきましては、まずは通院の対象年齢を令和6年1月から中学校3年生までに引き上げますので、その後の医療費の動向や財源等を考慮しまして、段階的な実施について検討してまいります。次に、給食費の無償化についてでございますが、選挙期間中に、町民の皆様と対話する中で、子育て家庭の負担軽減策として非常に期待の高い取組であることを実感したところでございます。一方で、現在実施している物価高騰分の補填を含め、全て町負担で実施するには毎年多額の経費が見込まれるものも事実でございます。現在、ほかの市町において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、時限的に無償化を実施した事例もございますので、こうした事例や今後の交付金等財源の動向も研究しながら、例えば実施期間を区切ったり、特に経済的負担の大きい学年を対象に実施するなど、前向きに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、健康診査についての質問でございますが、40歳以上の生活保護受給者を対象とした一般健康診査につきましては、現在、受診可能な医療機関を町内15機関に限っておりますが、後期高齢者健康診査につきましては安芸郡4町及び安芸区内46の医療機関で、また特定健康診査につきましては広島県内1,326の医療機関で受診可能となっております。引き続き、町民の皆様が受診しやすい環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）給食費・医療費の無料化については、昨日来、いろんな議員が質問されたので、私のほうからあえてたくさん聞くことは私はないと思っています。しかしながら、財源の問題、これは恒久的に必要な財源でございます。昨日もありましたように、1年当たり1億5,000万、10年すれば15億、それだけの予算があれば、逆に基幹整備も十分できる部分があると思います。で、そうした中で、昨日も少しあったんですが、恒久的な財源と言いながら、これ、予算段階で必要になってくる財源でございますので、残ったからやるというものとはちょっと違ってくる部分があると思いますので、その辺しっかりやっていきたいんですが、ここで町長に一つお聞きしたいことがございます。現在、既に給食費が無料になっているケースがあるのは御存じでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）就学援助費、更に特別支援就学奨励費等がございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、これ、町長が御存じですかとお聞きしたんであって、当然、就学援助があるのは私も知っております。その次に、町長御存じなかったら、その説明をさせていただこうと思ったんです。町長、それについて御存じでしたか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）詳細なことについては承知しておりませんでした。大変申し訳ありませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）すみません、責めておるんではありませんから。事実関係を知ってほしいという意味で言っています。今、おっしゃられたように、就学援助、この中には給食費は実際給付されておりますよね。その対象者は今どのぐらいおられますかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）小学校、中学校合わせて約350人でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）この就学援助そのものというのは、例えば、いろんな福祉の給付やなんかと比べて、言葉は悪いんですが、審査がちょっと緩い部分があって、実際に、前の年、私の記憶に間違っていなければ、前の年に、本当に、現在、住民税非課税とか、そういうものに限るんじゃなく、現状困っててもたしか対象になるような、例えば極端に言いますと、急に仕事がなくなって収入がなくなった、こういうケースの場合でもたしか申請ができるものというふうに記憶していたんですが、これについてどんなでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議員御指摘のとおり、過去数か月の給与所得等を勘案して決定することも可能でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）そういう意味で、多分、現在の小中学生の約1割前後の方が、実際に無料化になっているものと私は信じております。それ以外にも、生活保護の方も当然、そういう費用が出ておりますので、もう少し人数が増えるものと思いますけれども、そういう部分がある。そうした中での財源の確保、それからもう1点は、困った方には既に給付されているということをお理解願いたいなということで質問させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。それから、医療費の問題につきましては、もう既に中学校まで今年やりますので、今からすぐにはシステム変更やなんか難しい部分

があるので、その辺をしっかりとじっくり時期等を検討しながらやっていただきたいと思っています。

最後に、健康診査の件について私の思いというか、認識と誤差がありましたので、しっかりと引き続きやっていただきたいとしか言いようがないんですが、1点だけ、安芸市民病院も対象になっているのでしょうか。

○議長（桑原）健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（倉本）安芸市民病院でございますでしょうか。町内に限られております生活保護対象の方については、町内に限られておりますので、対象にはなっておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）その辺についても、特に安芸市民病院というのは、元は国立病院という関係で、結構、安芸区との境界境の方が通われているケースがあると思います。多分、これ、健診や何かで医師会を通してやられているんだらうと思いますけれども、あえて市民病院ぐらい単体でそういう契約をされてもできると思いますので、その辺についても御検討を願えればなと思います。これについては、あくまでもこれ以上全体的にやられているので私は質問いたしませんけれども、これは要望として上げさせていただきます。以上で終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、災害復旧についてということでお尋ねをいたします。平成30年7月豪雨から、既に長いわけですが、先の町長、全て完了とのことで広報等で報じられています。また、議会においてもそのように答弁されております。しかし、三迫三丁目、字名ではありますけれども、堂幸手とかそこのアカホとこの辺り、番地では2,945の1付近ということではありますが、ここらにあった里道に架かる橋が現時点において未着手。当然のことながら未完成のままです。このことについて新町長はどのように認識し、また、今後、その対応をどのように考えておられるのか、現状のままですと完了であると、こう理解するのか。あるいは、速急に工事着手し、元のように復旧しようと考えておられるのか、まず、この辺についてお尋ねをいたします。また、町長は就任されてから日も浅いわけではありますが、いろいろ落ち着かないところもあろうかとは思いますが、私どもがこのような質疑を出したときに、その現場の確認というのか、検証というのか、その辺のことをどのように考えておられるのか、現実

にこの度でもこのような質問が出たときに現地調査等されたのか、まずこの辺についてお尋ねをいたします。今、申し上げました同様の事例が先に工事完了しております高岸1号橋付近、護岸がそのままやりっ放しになっております。ここのことで現地調査をしたかどうかということをお尋ねするわけですが、もちろん、現在、出合橋というものが着工されておりますが、西ノ谷川本流、出合橋上流50メートル付近、概略ではありますけどね、この辺についても道路の真ん中に穴が空いとるのを大きなトン袋を入れて、そのままアスファルトでオーバーレイをやっておると。こんなような状況で、先ほど言いましたように、既に災害復旧完了と、このように公表しておるわけです。この辺についてどのように認識を持っておられるか、お尋ねをいたします。

次に、仮称新畝橋ということについてお尋ねをいたします。この件についても何回か尋ねてはおります。昨日来も、いろいろ議員から出ておりますが、私なりに町長の答弁が明快でないというふうに考えるので、今一度重ねてお尋ねをしたいと思います。まず一つは、台数が国信橋には日量1台、日下橋については0台であるとかいう、トレーラー、大型車については、いう調査結果が出るとということではありますが、御存じかどうか知りませんが、来年4月から運転手の勤務体系が変わるということでね、非常に勤務時間が厳しくなります。そのために、いろんなこういう町長の現段階の考えでは、いろんな錯誤が出るんじゃないかということで、再度、この設計について検討願いたい。検討する考えはないかということ。併せて、当然のことながら、ここに新駅の設置ということで、いろいろ運動もされておりますし、先ほども言いましたように、いろんな議員からそのようなことも出ております。そこらについて、ただ、町長の広報を読ましてもらうたら、海田の顔となると、こういう新駅の設置だけであって、それらしき構想、運動、そこらのところが今一度分かりにくいところがありますので、その辺をもうちょっと詳しくお聞き願えればということでございます。それから、先ほども言いましたように、橋の隅切り云々については、これから運転手の勤務体系が変わるために、恐らく、トラックがこれからは、どっかの機関車じゃないけども、二連三連の時代になっていくんじゃないかと。要するに、トラックが、現在の13トン車か15トン車か知りませんが、単体で走るというようなことではなしに、牽引の車が走る。それがおまけに三連になっていくんじゃないか。二連は今でもおりますがね。7トンが8トン車ぐらいの、エンジンのない箱を13トン車ぐらいのやつが牽引しておる。これが三連の時代になっていくという。だから、町長の構想にもありますように、10年先を見通してくれとこういうことで

もあるわけですが、そのようにそこらも含めてどのようにお考えですか。その設計に当たって、今一度何か考えを変えろというか、そこらの考えはないか、以上お尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） 前田議員の質問に御答弁いたします。

まず、災害復旧その後についての質問でございますが、1点目の里道橋が復旧されていないことについてでございますが、災害復旧に基づく原形復旧では、豪雨時に河川断面が確保されないため、再度災害のおそれがあることから、橋のかさ上げを前提としたインフラ強靱化工事で対応することとしております。広報等でお知らせしました工事完了箇所は、国の補助金を活用し、原形復旧を前提とした災害復旧工事であり、今回のようなインフラ強靱化工事の箇所ではございません。未着手になっている里道橋の対応につきましては、早期の架替えが必要であると考えておりますが、橋の架替えに当たっては砂防えん堤の管理用道路の計画と密接に関連していることから、計画の進捗も踏まえ、整備時期を適切に判断してまいります。次に、現場の確認や検証をする考えについては、私が町長に就任後、早い段階で現場に赴き、担当部署の職員から直接説明を受けてございます。次に、高岸1号橋及び出合橋上流部の事案につきましても、同様に現場で職員から直接説明を受けております。高岸1号橋につきましては、早期の問題解決に向け、関係機関と連携し、取り組んでまいります。出合橋上流部につきましては、新しく架設する出合橋2号橋に合わせて施工してまいりますので、スケジュールに遅れが出ないよう取り組んでまいります。

次に、新駅及び仮称新畝橋についての質問でございますが、1点目の仮称新畝橋の設計につきましては、今年8月の総務建設委員会及び9月定例会での御意見を踏まえ、実態調査を実施するなど再検討し、結果を取りまとめ、10月の総務建設委員会で御説明いたしました。橋の設計に当たり、設計車両の選定は、橋の構造に大きく影響いたします。今回も設計車両の選定に当たりましては、交通実態、道路の将来計画、周辺の都市計画、歩行者等の交通の安全性等を踏まえ、総合的に検討した結果、仮称新畝橋につきましては、11トン貨物車が円滑に通行できる構造で橋の設計を進めていくことが最も妥当であるとの結論に至りました。次に、新駅につきましては、現在、利用者予測や事業効果など実現可能性検討のための調査を行っているところであり、今後、調査結果を踏まえ、西日本旅客鉄道株式会社と協議・調整を進めてまいります。新駅などの都市基盤整備を

契機として、新たな交通拠点の形成と大幅な交通利便性の向上により、新たな人の流れの創出や生活関連サービス機能の集積などを図り、住んでみたい、住んで良かったと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。次に、二連三連の車両の通行の設計につきましては、こうした車両は特殊車両の扱いになり、通行には道路管理者の許可が必要となることから、このような特別車両を設計車両として橋の設定をすることは考えておりません。以上でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田） それでは、まず、災害復旧ということの続きで再質問させていただきま
す。まだダムの工事が云々ということになると、これが終わるまでは少なくとも3年ぐ
らいはかかるのではないかと。それから、川の断面が確保されていないためというよう
なことのお答えであります。そのために現地を視察、調査をしたのかと、こういうて
聞いとるわけ。答弁では、したと、こういうことになつとる。実際にここの護岸、復旧
は部分的にやっておりますが、どうなつとるか。図面では官民界、断面を描いて、あな
たもその道のプロですから簡単な言い方で分かると思うが、図面上、川の断面を描いて、
官民界いうて明記されとるんですよ。ところが、現地に行きますと、官民界というところ
は、民地に五、六十センチ、70センチぐらい、目測でも70センチぐらい入り込んどる。
すなわち川の断面が両側で1メートル50ぐらい大きになつとるんよ、もとの大きさよりは、
民地に入り込んどる。管理者は県であります。里道ですから、町なんですよ。それで、
今言うように、川の断面が確保されないとか、そこらのところが、答弁が、私から言う
と、でたらめなんですよ。現地、調査してないということになる。再度、その辺の確
認ですが、本当に、現地そこらを調査されて、今の答弁をされたのか。繰り返します
けど。どこか担当者が書いた、小学校1年生の国語の教科書じゃないけども、全く分
からずにそのまま読み上げとるだけなのか、その辺を再度お尋ねいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田） 町長は現場に出向いたかというところでございますが、これは11月
下旬でございますが、私と建設部長のほうで現地に行き、概略については説明させてい
ただいております。

○議長（桑原）調査しておるかどうかというのは。

○建設課長（早稲田） その現場で、状況について説明をさせていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か半分理解ができませんのですがね、現地に行ってそう言うたんなら、今言いましたようにね、川の断面が変わっとる。元より大きなっとるんですよね。そういうところを認識されたんですか。何の説明を受けられたか。ちょっとその辺、町長、御自ら答弁願いたい。どうも今の答弁は、私も人間、根性悪いから言いますが、嘘の答弁なん。本当に現地に行ったんなら、ここで、民地、こうなってこうなると。ほんで、今言いました、ここでもはっきり書いておりますが、忘れたが二千九百何番だったかな。通告に書いておりますから、それ以上のことは言いませんが。そこの里道橋、承知しておりますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今、議員さんおっしゃられるもともと橋があったところが落ちとるところについては、その現場でここに橋がありましたということを説明させていただいております。もう一つ、高岸のところの土のうのところにつきましても、現地で今土のうになっとるということも説明させていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと意味が分からんですよね。だから、土のうを積んどるというのはどこの話をしとるか分かりませんが、恐らく高岸1号橋のことを言うてるんじやろうと思うんです。私が今言うてるのは二千九百四十何番やったか、忘れた、それはいい。そのように理解していただければね。そこの里道橋をどうするか。そこらの考えはどうするん。ここでは、再度災害のおそれがある、県は復旧工事やったんですよ。その場所に、再度災害のおそれがあることから橋のかさ上げを前提とした、今度はこっちはインフラ強靱化で対応する。本来なら、災害復旧でやれば98パーセント補助であると。国土強靱化は75パーセントだったかな。まだ決まってないんじやろうけども。そういういいかげんなことを言うて、その場逃れの答弁としか聞こえんですよ。今回、どうする。これどのようにまたやっていくのか、早急に架け替える必要があると考えておるということではあるんだけども、いつ頃やるとか、それについて、早急にいうのはどういうふうな考えを持っとるのか、再度お尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、町長のほうは御案内をして説明をしました。何を説明したか。ここに里道橋があって、流れて、いつ頃復旧したらいいのか、そのことについてお話をさせていただきました。今すぐ復旧できない理由は、今、ここの第1答弁で書いてある

とおりでございます。それと、あと言われたように、河川断面が広がっている。そのところは私は説明はしておりません。当然、災害復旧でやりますので、河川の一定の断面を確保しなければ災害復旧にはなりませんので、そこは災害復旧の説明会でも申し上げましたように、若干、そこは広めになるところがございます。当然、護岸の高さも高くなっているところも、今の災害復旧の箇所ではございます。そういった説明は、詳しい説明は町長にはしておりませんが、ここにまず里道橋があって、それがなぜ今すぐできないのか、今後どうしていくのか、その点については我々のほうで説明のほうをさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）相変わらず、その場限りの逃れの答弁。実は、ここに、個人が橋を架け替えの許可をもらうて、許可を申請して個人が許可を取って橋を架けとるんですよ。許可があるんですよ、里道橋のね。もとの里道橋では弱いからいうて。その場限りのその場逃れの答弁よ。ほいで、地権者にもなんか説明した。部長、いつ、誰にどのような説明をしたんか。ちょっと時間的なことをはっきり言うてください。地権者にも説明しとるとか、今何か、こういうあれですが、そこらのいいかげんな答弁をしてもろうちや困るわけよ。里道橋をどうするかいうて言うてるんよ。だから、極端に言やあ、今年度の予算でやります、新年度の予算でやります、いついつやります、これぐらいの明快な答弁が、町長ないと、あなたが言われるように、10年先の海田町を見てください。それ、空念仏ですか。昨日来、ずっとそういう答弁がほかの議員に対しても出とる。10年先を見越してやります。今のような答弁で、既に災害から5年、6年経つ。まだ未だにその計画がない。挙げ句の果てが、砂防ダムができてからやります、これがまだ3年、5年先。それ、前から言うてるんですよ。高岸1号橋やるときに。こういうことの護岸、トン袋を積んでやりっ放し。5年かかりますよと言うてる。既に、5年、6年かかるとる。これからまだ3年かかる。だから、私が5年じゃあいうたのが、嘘なんよ8年もかかる。それで3年先にそれができるかどうか、これまた疑わしい。そうすると災害から10年経ってもね。ここで、今、地権者に説明しましたとか、こういう部下を持って、あんた、それでいいのか。しっかり教育しなさいよ。この辺になると副町長の仕事になるかもわからんが。いいかげんな答弁だけでは困るわけ。だから、現地を調査してそこらを把握して答弁書を読んどるか言うてるん。小学校1年生の教科書を読んどるんではないんですよということを言うてるわけよ。今後もそこらしっかり自覚して、ここは今日はある

まり言いませんが、今後のために警告しておきます。そういうことで、早急に、この橋について、場合によっては、これ、許可があるわけですから、民間でやりますよ。実際に地権者が困るとるわけ。その辺のことについて再度お尋ねして、次に行きますが、どうなんですか。早急に復旧、橋を架ける考えはないのか。例えば、新年度でやりますとか、少なくとも仮橋でもいいからやります、お百姓さんが困るとるわけ。どうかその辺。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今の里道橋の件でございますが、我々も意図的に遅らすとか、そういったつもりは全くございませんので、隣接する、今の御説明いたしました工用道路と密接に関係しておりますので、それらとの調整を図りながら、一日も早い着工に向けて努力をいたします。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）要らんこと言うから、要らん質問せにゃいけんようになるわけじゃがね、工用道路、何のことかお分かりかどうか知りませんがね、本来は今言う三迫三丁目に、念のために言っておきますよ、砂防ダムを3基造る。今、既に一番上流部分は、仮設道路を造ってね、やっとります。これが何が原因で仮設道路ができないかと言うと、町有地といわゆる町道部分と民地の境界、これまた、既に、4月8日は覚えとるんじゃけども、何日だったか分からんが、いわゆる配達証明郵便で、工事着手前に、官民界終わったら工事着手しなさいよという文書を出しとる、配達証明郵便。官民界を確定して工事にかかりなさいというて言うとる。それを、無理やり工事に着手して民地を掘り返して、護岸の石積みも撤去して、そのままトン袋を積んどる。そういういいかげんな工事をしておる。それがもとで仮設道路の工事ができない。なぜか言うたら、町有地と民地との境界ができないわけ。その答弁は何かと言いますと、県が対応しますと、こう言うわけよ。町有地と民地の境界を、どうやって県が対応するんですか。例えば、あなたは京都市、広島市におられた。京都市との境界が、海田町が出て行って境界を決めることができますか。できんでしょう。海田町の町道と民地との境界を、県の用地課か何か知りませんよ、河川課が砂防課か、の職員が出てきて対応できますか。できんでしょう。そういう馬鹿な答弁を平然とやっとりますよ、あなたの部下が。そこらをしっかり指導してやらないと、仮設道路云々というような説明があっただけえいうて、できません。まず、町が出てきて町有地と民地との境界を確定せんことには、県が工事着手、仮設道路を造るいうても用地も買収もできない、借地契約もできない、入り口がないわけだから。そ

うというようないいかげんな答弁を平然としよるわけよ。そこらを今日は要望で止めますが、しっかり指導してください。こういう馬鹿な答弁するようなことじゃあ困るわけ。

それで、さっきの畝橋の話ですが、多くは言いませんが、運転手の勤務形態が変わって、特殊車両になるから許可が要るんだと。そうじゃないですよ。二連とかそういうのはね、三連は、国道とか、いわゆる1級の道路、ごく普通に高さ5メートルまでは走れるんですよ。特別な特殊許可は要らんのですよ。牽引するからいうて、何で許可が要るん。再度、そこらを、よけえは言いませんが、要するに何が言いたいかと言うと、町長の言われる将来、10年先を見越したことと言われるから、10年先の展望のためには、それだけ大きなものというか、今言う10年先を見越したものを設計する必要があるんじゃないか、ということを探ねとる。その辺について、再度お答え願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）先ほどの町長答弁にもございましたが、今の道路の交通実態、将来の道路の計画、それから、都市計画や今の歩行者の安全等を踏まえて、将来的なことを踏まえて、現在の計画を検討した結果がこの計画でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）もう多くは言いませんが、答弁書にも書いとるんですよ。これ、何ページか知らんが、最後に。大幅な交通の利便性の向上により、新たな人の流れの創出や生活関連サービス機能の集積など、そういうものを図って、住んでみたい、住んで良かったと思えるまちづくりを進めてまいりますというて、答弁書書いてある。一番最後のページにね。だから、そういうことで10年先を見越しなさいよ、あなたが言われておるんだから。そこをしっかりと考えをね、今一度、改めて、しっかりした橋を計画する気はないか。昨日来からも出ておりますが、いや、ちっちゃくするんだ、1億円ほど安くなるとか、そんなちっちゃな話をしとる話じゃない。10年先を見越すんだったら、やっぱりそれぐらい、1億は逆に、3億ぐらい突っ込んで、さすがにすばらしいものを造ったな。恐らく、私は分かりませんが、畝橋の辺りにしても、できたときは、こんな馬鹿な大きいものを造ってどうするんだい。今、軽トラックが擦れ違いできんような状態。そんな時代。日下橋にしても今一、ああ、幅が足らんな、3車線じゃあね。大きいトラックがはみ出る、カーブ切ると。だから、そういうことをこれは要望でやめますけども、そこ、今一度、一考願いたい。以上、終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 33 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第 2、第 39 号議案、公の施設の指定管理者の指定について、海田町福祉センターを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第 39 号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田町福祉センターの指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第 39 号議案、公の施設の指定管理者の指定についての御説明をいたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。公の施設の名称は、海田町福祉センターでございます。指定の相手方はシンコースポーツ・イズミテクノ共同企業体、代表者は広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号、シンコースポーツ中国株式会社、代表取締役石崎健太、構成員は広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号、株式会社イズミテクノ、代表取締役本田雅彦でございます。指定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。次に、資料 2 の海田町福祉センターの指定管理者の指定についてをお願いいたします。1 の趣旨でございますが、令和 5 年度をもって海田町福祉センターの現指定管理者である社会福祉法人海田町社会福祉協議会の指定管理期間が満了することに伴い、次期指定管理者の候補者を選定したため、指定管理者の指定についての議決を求めるものでございます。2 の指定管理者候補者名等はシンコースポーツ・イズミテクノ共同企業体で、代表者は広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号、シンコースポーツ中国株式会社、代表取締役石崎健太、構成員は広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号、株式会社イズミテクノ、代表取締役本田雅彦でございます。3 の選定の経緯につきましては、令和 5 年 9 月 8 日に公告を行い、10 月 2 日に募集を開始、10 月 10 日に募集を終了し、申請者は株式会社フジ・スポーツ&フィットネス、シンコースポーツ・イズミテクノ共同企業体の 2 事業者でございました。11 月 7 日に、海田町福祉センター指定管理者候補者選定委員会を開催し、シンコースポーツ・イズミテクノ共同企業体を海田町福祉センター次期指定管理者候補者に選定したものでございます。2 ページをお

願います。4の選定内容でございますが、事業者からの提案書、発表内容を、表に記載しております審査基準、配点により選定委員が審査を行い、全委員の評価点の合計の平均を最終評価点としております。最終評価点は、株式会社フジ・スポーツ&フィットネスが70.4点、シンコースポーツ・イズミテクノ共同企業体が89.8点という結果となっております。5の指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。6の指定管理料は町が設定した上限額、5年間で3億7,500万円に対し、提案額は5年間で3億3,025万5,000円で、町の設定した上限額内となっております。7の指定更新制度の採用につきましては、本指定管理者の業務実施状況評価が、指定期間の1年目から3年連続でS又はA評価であった場合で、今回の指定期間満了後も引き続き施設の管理運営を希望する場合は、一度に限り本指定管理者を非公募で候補者とするのを可能としております。ただし、通算の指定期間は最長10年でございます。8の指定管理者候補者の概要でございますが、主たる業務は、ア、指定管理者制度における公の施設の運営、維持管理業務等、イ、社会福祉施設、文化施設、学校施設、社会教育施設、スポーツ・社会教育施設及びそれに関連する複合施設等の運営、維持管理業務等、ウ、福祉、介護、介護予防及び介護に係る健康運動・医療衛生教室等の企画、運営、管理等でございます。3ページをお願いいたします。指定管理業務の実績につきましては、尾道市の広島県立びんご運動公園、廿日市市の廿日市市スポーツセンターなど、表に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。指定管理者の指定についてお尋ねをいたします。今、説明を受けましたし全協でも説明を受けたんですが、どうも理解に苦しむところがあるので、次の議題も同じですけれども、もう決まっておるのに、契約金額が今のこの提案額と上限額が5年間、幅が出てきておるんですね。なぜそうなるのか。そこがちょっと理解しにくいんです。経済変動によるものか、あるいは高物価とかそういう状況で変わってくるその幅を見込んで上限をつけておるのかどうか。実際の予算は、ここで示されておる、これ、提案額、これで予算を決めていくのかどうか、これをお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）新たな指定管理者になることによって、施設の効果的なまた効率的な活用を行うに当たって、事業費等を町で積算したものと、あとは光熱水費等の高騰

分も考えまして、積算額を見積もっております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それでは、契約上、それが契約の中に入ってくるのかどうか、社会情勢の変更によって、契約の中に、それを、約款ですよね。なってくるのかどうか。それをお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）光熱水費につきましては精算制になっております。その他、想定外のことが起きたようなときには協議して決めてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。先ほど、佐中議員の説明で理解できないのが1点ある。予算に上げるのはどっちなんですか。上限額なんですか、提案額なんですか。その質問をされてるのに答弁をされてないんですが、それについてどうなんですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）予算は上限額でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）上限額で抑える、上限額を上げてくるんですか。じゃ、提案額の意味がないじゃないですか。本来なら提案額したその金額を上げるんですが、この指定管理の筋でしょう。その中で、要するに光熱費の高騰があればそれについては別に本来は精算していく、これが本来のこの契約というものじゃないんですか。上限額するんなら、初めから提案させる理由がいつもないじゃないですか。これ、上限額というのはこちらが決めた数字ですよ。こちらが決めた数字をするんだったら、向こうに提案さす理由はいつもないじゃないですか。ちょっと説明が違うんじゃないかと思うんですが、それについて再度きちんと説明願います。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）9月議会において、債務負担行為の提案をさせていただいております。その金額が上限額でお認めいただいておりますので、この金額を予算計上しておりますが、当然、支払い額は提案額を基に支払いをしていきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）そこらをきちんと分かるような説明をしないと、どれが本当に支払う金額かというのが理解できないので、今後、きちんと説明のほうを、副町長、指導してく

ださい。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。第39号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第40号議案、公の施設の指定管理者の指定について、海田町シルバープラザを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第40号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田町シルバープラザの指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第40号議案、公の施設の指定管理者の指定についての御説明をいたします。議案書の9ページをお願いいたします。公の施設の名称は海田町シルバープラザでございます。指定の相手方は安芸郡海田町つくも町6番3号、公益社団法人海田町シルバー人材センター理事長角谷政則、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。次に、資料3の海田町シルバーセンターの指定管理者の指定についてをお願いいたします。1の趣旨でございますが、令和5年度をもって海田町シルバープラザの現指定管理者である公益社団法人海田町シルバー人材センターの指定管理期間が満了することに伴い、次期指定管理者の候補者を選定したため、指定管理者の指定についての議決を求めるものでございます。2の指定管理者候補者名等でございますが、名称は公益社団法人海田町シルバー人材センター、所在地は安芸郡海田町つくも町6番3号、代表者は理事長角谷政則でございます。3の選定の経緯につきましては、令和5年10月6日に海田町シルバープラザ次期指定管理者の更新について、公益社団法人海田町シルバー人材センターから希望する旨の回答を受理し、

10月27日に海田町シルバープラザ次期指定管理者選定方針について、非公募で選定することを決定しております。その後、11月7日に公益社団法人海田町シルバー人材センターが指定管理者指定の申請書を提出し、11月15日に海田町シルバープラザ指定管理者候補者選定委員会を開催して、公益社団法人海田町シルバー人材センターを海田町シルバープラザ指定管理者候補者に選定したものでございます。2ページをお願いいたします。4の選定内容でございますが、議案書、発表内容を、表に記載しております審査基準、配点により選定委員が審査を行い、全委員の評価点の合計の平均を最終評価点としております。最終評価点は73.4点で、優良、妥当、課題あり、要改善の4段階の総合評価において、妥当という評価でございました。5の指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。6の指定管理料は町が設定した上限額5年間で2,399万円に対し、提案額は5年間で2,337万8,000円で、町の設定した上限額内となっております。7の選定の理由につきましては、1点目、シルバープラザは高齢者の福祉の増進に努めるとともに、高齢者の労働能力の活用を図るために設置された施設で、その性格、機能を考慮すると、海田町シルバー人材センターは、海田町において高齢者の就労機会の創出により高齢者の生きがいと自立の一翼を担っており、かつ、公益を目的とする事業を行っていることなどから、シルバープラザの設置目的に適合した団体であるということ。2点目、海田町シルバー人材センターは昭和63年12月に海田町高齢者事業団として設立されて以来、長きにわたり高齢者の就労機会の創出に寄与し、地域住民からの信頼も厚く適切な施設運営が可能な段階であるということ。3点目、平成26年度から指定管理者としてシルバープラザの管理運営を適切に行うとともに、高齢者が働くことを通じて生きがいを得る役割を果たしており地域社会の活性化に貢献しているということ。以上により、公益社団法人海田町シルバー人材センターを次期指定管理者候補者に選定したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。全員協議会でも質問したことになりますけれども、これ、改めて本会議で質問することによって、記録もきちんと残るということで改めて質問させていただきます。まず、シルバー人材センターそのものは、確かにここに書かれている理由に適合する団体であることについては、私も異存ございません。しかしながら、本来、シルバープラザそのものが設管条例に定められている事業、これはシルバー

の会員以外の部分でやっている部分について、どんな事業をされてどんなことをされているのか、それについて、まずその人数についてお聞きしたときに明確な回答がない。それから、シルバー自体がどの程度の人員がそこに集まってきているのか、それについての説明も明確にされていないので、それに対応する答弁をまずお願いをしたい。シルバー自体に私はあっこにおっていただく、無償で貸したりすることについては異存があるわけじゃないんですが、本当にこれ指定管理としてやるのが正しいのかな。本来であれば、全協で申し上げたように、無償で貸付け、無償で使わすというのが本来の筋ではないのか。そうでないと、今のシルバープラザ本体の設管条例に定められた事業、これが行われてないんじゃないのかな。シルバーの自身の事業としてはたくさんのことを行われて、それだけの活動されている、これは認めます。でも、設管条例に定められた、あの事業というのは、実際に指定管理者としてやられているのかどうか。それについて、先ほど3点か4点、申し上げたと思うんですが、それについて答弁願います。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）まず、利用者数のことをございます。令和4年度の実績で利用者数の合計は9,033人、それでそのうちの会員の利用が2,539人、そのほか6,494人のございます。次に、設置目的達成のためのシルバー人材センターの取組についてございますけれども、一つ目、高齢者の健康管理に必要な相談及び指導に関することという点につきましては、介護支援専門員の資格を有する職員が在席しておりまして、町の実施する介護予防、事業などをはじめとする高齢者の生活支援に関わる仕事をシルバー人材センターが受託していることから、高齢者の拠点施設であるシルバープラザの利用者に対して相談、助言、援助、情報提供等、町と連携して行っております。二つ目、レクリエーションのための便宜の供与及び高齢者福祉活動の指導推進に関することにつきましては、高齢者の憩いの場として自由に利用できるよう、囲碁、将棋板であるとか、テレビ・デッキ等を整備して一般利用にできるように開放しているということ。それから、近隣自治会のいきいきサロン等の実施場所として活用している。それから、自治会ごとに実施している100歳体操についてシルバープラザでは自治会を問わず自由に参加できる事業をしておりまして、週1回実施しており、現在は、参加者の増加により週2回実施しております。それからまた、趣味のスポーツ吹き矢の同好会の活動場所としても提供しております。次に、高齢者のための作業、研修、講習、技能訓練、会議等の開催及び就業に関することにつきましては、御存じのようにしめ飾りであるとか盆灯籠の作成、

ふすまや障子張り替えの作業、それから、会員を含む町内高齢者等を対象とした書道教室やパソコン無料相談会、パソコン講習会、手芸教室の実施、屋外での除草、剪定講習会の実施などを行っております。

○議長（桑原）よろしいですか。答弁漏れないですか。宗像議員。

○10番（宗像）大分理解できました。ただ、今おっしゃられた中には、シルバーがシルバーの事業としてやっている部分が随分入っているような感じがします。確かに健康教室、そういうものはあると思いますが、それらを計算すると、本来2,300人じゃなくて、もっとシルバーの、一般の方の会員数は、一般人の方は7,000人ぐらいの勘定になりますので、もっともっと減ってくるんじゃないか。さっきの盆灯籠にしても、これは会員の方が会員のために作つとるでしょう、自分が自ら販売するために。しめ縄にしてもそうじゃないですか。それに、もう一つは、あそこへ菓子工場を造られてる。これ悪いんじゃないんですが、それらについて、問題のない使い方をされているんだろうか。ああいう機械を入れて一般の方が使えない状態にするというのは、本当に今のシルバープラザ本来の設管条例の目的に達するんかどうか。これらの疑問がある。これについても答弁は今求めません。しかしながら、今回もう、これ、反対はしませんけども、次回にはこういう部分はしっかりと検討されて、本当に指定管理がいいのか、無償貸付けにするのいいのか、再度、これ、5年後になると思うんですが、きちんとした検討していただいて、改めて、もし提案されるのであれば、その辺も踏まえて、提案をしていただきたい。これは答弁求めません。私のほうから一方的な要望で済ませますので、よく検討のほうをよろしく願いいたします。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。第40号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（桑原） 日程第4、第41号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（竹野内） 第41号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。刑法の一部改正により懲役及び禁錮が廃止されて、拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する条例の規定中、懲役又は禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。改正内容につきましては、資料4、条例の概要及び資料5、新旧対照表のとおりで、施行期日は刑法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。以上で説明を終わります。
- 議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。
- 15番（佐中） 15番、佐中です。これ新しく法律が決まって、令和4年6月に国会でこれが決まり、そして、来年の6月1日から実施するというので、内容についてちょっと不明確なところがあるんで説明を求めたいと思いますが、禁錮刑と拘禁刑、これが私の考えでは一本化したと。今までは禁錮刑しかなくて、例えば、刑務所に入っても労働はしなくてもいいという、そういう解釈を持っておりましたが、これが一本化することによって、どう変わっていくのか、緩和されるのか、それとも強化されるのか、ちょっと不明確なところが1点。もう一つは、公務員全体を示すのか、あるいは会計年度任用職員、消防団も入ってございましたけれども、これらについては、一般の刑法で対応できるような気がするんですが、別にこうして議案として上げる理由、公務員だけこれが適用するのか、ちょっとそこら辺が不明確なんでお尋ねをいたします。
- 議長（桑原） 総務課長。
- 総務課長（中村） 今回の刑法の改正につきましては、懲役と禁錮を拘禁刑というものに一本化するというものでございます。刑法等の一部を改正する法律案要綱の中では、死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とするものとするということが定められております。それから、公務員への適用関係でございますが、公務員に特化してこれを適用するという趣旨で今回条例改正させていただいているのではなくて、それぞれ条例の中に、例えば期末手当の執行停止となるような要件の中に禁錮というような表現が出ている、そういった表現のところについて禁錮あるいは懲役について拘禁刑に改めるという趣旨でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、禁固刑であるとか拘禁刑、これの確定ですね、これは裁判所を通してそれが確定するのかどうか、それとも、町あるいは県で、そういう、法律に基づくのだからそれに越したことはないと思いますが、裁判で確定したものがこれに該当するのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）条例の中でそれぞれ規定がございまして、先ほど申しあげました給与条例関係につきましては、そのものが禁錮以上の刑が定められているもので、起訴された場合に執行停止になります。しかしながら、その他、例えば敬老祝品の支給要件欠格者になる場合については、禁錮刑が確定した場合にはその対象外になるというような条例ごとでそれぞれ規定が異なっております。

○議長（桑原）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案については原案のとおり決するに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第5、第42号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、第45号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については、1議題ごとにやりますので、よろしく願いいたします。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第42号議案から第45号議案までを一括で御提案申し上げます。人事院の給与勧告等に伴い、関係する4件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第42号議案から第45号議案までを一括で御説明申し上げます。改正内容につきましては、資料6の給与体系の概要で説明をさせていただきますが、議案書は12ページから22ページ、四つの条例の新旧対照表を資料7から資料10でお配りしております。それでは、資料6をお願いします。1の令和5年人事院勧告の骨子につきましては記載のとおりで、2の海田町の改定方針につきましては、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じた改定並びに地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員への勤勉手当の支給を行うものでございます。毎月の給与につきましては月額1,000円から1万2,000円の間で引上げを行い、令和5年4月分から適用いたします。また、会計年度任用職員の報酬についても一般職の常勤職員の給与体系に係る取扱いに準じて改定いたします。（3）期末手当及び勤勉手当でございます。国に準じて改定を行い、令和5年12月分から適用いたします。また、会計年度任用職員については令和6年6月期から常勤職員と同様に勤勉手当を支給するものとします。改定の月数につきましては、2ページから3ページにかけて一覧表でお示ししております。3ページをお願いいたします。実施時期でございます。月例給については令和5年4月1日とし、期末手当及び勤勉手当については、令和5年12月の支給割合の改定は条例の公布日とし、令和5年12月1日から適用します。令和6年度以降の支給割合の改定と会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、令和6年4月1日といたします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。第42号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第43号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。第43号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第44号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。第44号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第45号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。第45号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第45号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第46号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第46号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の減額措置の新設による所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）それでは、第46号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書は23ページでございます。資料について

は、資料11、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料12、海田町国民健康保険税条例新旧対照表を提出しております。改正内容につきましては資料11の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は地方税法等の一部が改正されたことに伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。それでは、1の産前産後期間における国民健康保険税の減額措置の新設でございますが、出産する予定又は出産した被保険者につき、算定した国民健康保険税に係る所得割額及び均等割額について、出産予定日又は出産日の属する月の1か月前から4か月間の国民健康保険税所得割額及び均等割額を減額するものです。また、多胎妊娠の場合は、出産予定日に属する月の3か月前から6か月間が減額対象期間となっております。施行期日につきましては令和6年1月1日となっております。次に、2の適用区分でございますが、この度の条例改正による減額措置の実情については令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用するものです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。第46号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第47号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第47号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。国が定める基準の一部改正に伴い、引用条項の整理及び読み替え規定の整理を行うものでございます。改正

内容につきましては、資料13、新旧対照表のとおりでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。第47号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第48号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第48号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算第4号。この度の補正予算につきましては、庁舎移転の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第48号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算第4号について御説明いたします。初めに、資料14、令和5年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の補正予算においては、人事異動や給与改定等に伴う職員給与や諸手当、共済組合負担金の増減、また会計年度任用職員報酬や労働保険料等の増減を行っております。その他精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増を行っております。また、土木費や教育費における箇所付けのない工事費や委託料等について、修繕箇所の増加や労務単価、資材単価の増等に伴い、不足が見込まれる分についてはそれぞれ増額措置をしております。これらについては件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます、主な事業について御説明させていただきます。それでは、資料14の7ページ、8ページをお願いいたします。なお、ページ番号については資料上の下部に表

記のページ番号で御参照をお願いいたします。

資料8 ページ中段、総務費、総務管理費のふるさと納税推進事業については、ふるさと納税寄附金が当初見込みを上回るため、歳入では寄附金収入を増額し、歳出ではポータルサイト業務委託料を増額するものでございます。次の庁舎移転事業については、旧海田町役場庁舎の解体工事を進めるため、関係経費を増額するもので、資料17の工事等箇所図を併せて提出しております。財源としては庁舎移転補償金を積み立てている公共施設等整備基金繰入金を歳入で増額いたします。なお、工事監理業務及び解体工事については、年度をまたぐため、繰越明許費を設定いたします。次に、11、12ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業については、戸籍事務内連携の運用に係る戸籍システムを改修するため増額するものでございます。

次に、17、18ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の社会福祉総務一般事務事業のうち、旧保健センター愛称募集商品及び通信運搬費については、令和6年度から旧保健センター施設を海田町社会福祉協議会の事務所及び活動拠点とするにあたり、その施設をより多くの方に知ってもらい親しみを持って利用していただけるよう、施設の愛称募集を行うために関係費用を増額するものでございます。また、次の社会福祉協議会助成事業については、海田町社会福祉協議会が令和5年度中に旧保健センター施設への移転準備を完了するための必要な経費を措置するため、社会福祉協議会補助金を増額するものでございます。次の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業については、資料16の事業概要資料を併せて提出しておりますが、国の経済対策と連動して、食費等の物価高騰に直面する低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円の給付金を支給するため必要経費を増額するもので、財源として全額、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を歳入で増額をいたします。次に、19、20ページをお願いいたします。上から三つ目、障害者支援事務事業については、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修を行うため増額するもので、財源として国の地域生活支援事業費補助金を歳入で増額いたします。次に、乳幼児等医療費給付事業と次の給付事務事業及びひとり親家庭等医療費給付事業と次の給付事務事業については、それぞれ支出見込みが当初予算を上回ることから増額補正対応するもので、財源として、それぞれ関係する県の福祉医療費補助金等を歳入で増額いたします。

次に、27、28ページをお願いします。衛生費、保健衛生費の下から四つ目の未熟児養育医療費給付事業については、未熟児養育医療費の対象者が見込みを上回ったことによ

り、また、下から二つ目のかいた版ネウボラ事業についても、産後ケア事業の利用が見込みを上回ったことにより増額補正するもので、その財源としてそれぞれ関係する国・県支出金や負担金を歳入で増額いたします。

次に、35、36ページをお願いいたします。商工費の海田町地域経済応援事業については、資料15の事業概要資料を併せて提出しておりますが、海田町価格高騰対策支援クーポンの追加発行を行うため増額するもので、その財源として県の中小企業支援緊急対策事業補助金を歳入で増額いたします。

次に、39、40ページをお願いします。土木費、道路橋りょう費の一番下の橋りょう修繕事業については、令和6年度に予定していた町内橋りょう定期点検調査業務について国の補正予算に係る財源を活用するため、今年度に前倒しして繰越し事業として対応するもので、財源として国庫補助金と補正予算債を歳入で増額し、繰越し明許費を併せて設定いたします。

次に、49、50ページをお願いします。教育費の小学校費の小学校改修事業については、資料18の工事等箇所図を併せて提出しておりますが、海田南小学校第二音楽室及びPC教室普通教室化改修工事については、海田南小学校の学級数の増加に対応するため、上の委託料と併せて増額するもので、工事の財源としては国の学校施設環境改善交付金と起債を歳入で増額いたします。その他関係経費として、同ページ内の小学校管理運営事業、小学校ICT事業、小学校給食事業の消耗品費や備品購入費についても、同様に、学級数増加に対応するためそれぞれ増額いたします。次に、小学校改修事業のうち、町内小学校消防設備改修工事については、消防設備を改修するため増額するものでございます。なお、小学校改修事業については繰越し明許費を併せて設定いたします。次に、51、52ページをお願いします。中学校改修事業については、小学校と同様に消防設備を改修するため増額するもので、繰越し明許費を併せて設定いたします。次の中学校ICT活用事業の備品購入費については、海田西中学校の学級数の増加に対応するため増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。なお、歳出補正で御説明した特定財源の増等については説明を省略させていただきます。4ページ、下から三つ目の前年度繰越し金については、この度の補正予算の財源調整として増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第48号議案をお願いいたします。この度の歳

入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5億9,240万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億8,887万2,000円とするものでございます。また、第2表により繰越明許費の追加、変更、第3表により債務負担行為の追加、第4表により地方債の変更を計上しておりますが、歳出補正で説明した内容は省略させていただき、5ページをお願いいたします。令和6年度から令和10年度までシルバープラザを指定管理するに当たり、債務負担行為の追加を計上しております。以上で令和5年度海田町一般会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。小田議員。

○6番（小田）6番、小田です。補正予算説明書の18ページ、資料の16、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてお尋ねいたします。支給開始日が令和5年12月末予定となっておりますけれども、これ、12月末を越す予定もあるのでしょうか。それと、恐らく基準日は国が示している令和5年12月1日であると考えますけれども、これをまたいで前後に転入転出された方に対する対応はどのようにされるのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）まず、支給開始日でございますけれども、12月末までに開始をしたいということで準備をしていきたいと思っております。それから、転入者に対する対応でございますけれども、12月末の支給開始というところでの準備に間に合わせるといところは難しいかなとは思いますが、プッシュ式といいますか、対象者の方を抽出しながら御案内のほうをしていきたいと思っております。基準日につきましては12月1日でございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）できるだけ年内に支給をしていただきたいというのが、国の思いもそうであらうと思います。それで、年内支給を目指して、この基準日を繰り上げることも可能というふうに国は示していたかと思っておりますけれども、そのことについては検討なされなかったのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）基準日につきましては、転入日の関係がございますので、近隣等の状況も勘案しないといけないというところもございますので、基本的には12月1日を動かすつもりはございません。

- 議長（桑原）小田議員。
- 6番（小田）それでは、最初に御答弁いただきましたように、12月末までに支給を是非とも何としても開始をしていただきたいというふうに思いますが、それに向けて努力をされるということで考えてよろしいでしょうか。
- 議長（桑原）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（杉本）努力してまいります。
- 議長（桑原）ほかにございますか。石橋委員。
- 3番（石橋）教育費の50ページをお願いします。備品購入費のところでございますが、小学校ICT活用事業のところ、学級数増加というふうにおっしゃいましたが、全体の金額でございますでしょうか。
- 議長（桑原）教育次長。
- 教育次長（森山）ICT活用事業につきましては、今年度補正分が全体、全体というか、今回の購入費分全部でございます。
- 議長（桑原）石橋議員。
- 3番（石橋）学級数増加とおっしゃいましたが、どのぐらい学級数が増えたのでしょうか。
- 議長（桑原）教育次長。
- 教育次長（森山）海田南小学校につきましては、来年度1クラス、再来年度1クラス、計2クラスの今改修を予定しておりまして、充電保管庫等の備品を買う予定としております。
- 議長（桑原）よろしいですか。ほかにございますか。佐中議員。
- 15番（佐中）15番、佐中です。資料14の8ページ、旧庁舎の問題でお尋ねしますが、財源について特定財源という表示で2億7,582万円上げて計上されておりますけども、県の事業で行うのに、全協でも言いましたけれども、県の負担があってもいいというように思うんです。この内訳は、財調を使うのか、それとも、県のそういう補助制度を利用するのか、これが1点。もう一つは、公民館を解体した場合に、10月20日に臨時議会で行ったのは7,590万円で解体をすると。それに比べると、ものすごい大幅な金額になってくるんです。確かに建物は強固で3階、4階近い部分もあるんですけども、なぜそんなにコストが高つくのか。これが2点目。3点目には、解体をする場合に、住民説明会及び工事に対して、私は三つの原則と言いました。解体をする場合は、騒音、振動、

煤塵、これを近所に迷惑をかけないように、その説明を住民に説明会で徹するようにと
いうことで発言をいたしましたけれども、この取組について、どう考えて説明され、
実際にそれが執行できるかどうか、この3点をお尋ねします。

○議長（桑原）企画部付課長。

○企画部付課長（山田）1点目の財源についてでございますけれども、事項別明細書に繰
入金2億7,582万円という金額がございますけれども、こちらにつきましては、令和2年
度に県から移転補償金を歳入してございまして、これを一旦、公共施設の基金のほうに
積み上げておるものを今回財源として充てさせていただくものでございます。それから、
2点目でございます。公民館の解体と比べて事業費が大きいのではないかという御指摘
でございますけれども、上市の旧庁舎の今回御提案差し上げているものにつきましては、
旧庁舎、建物の規模が公民館に比べて、やはり大きいということと、あと、地下構造を
有しているというのが事業費を上げている要因というふうに伺っておりますのと、あと、
10月20日の説明をさせていただく分については、入札後の、今回御提案差し上げるもの
は設計ベースのものでございまして、今回、これから入札を実施させていただきたいと
いうものでございます。それから、3点目の住民説明についての3原則ということで、
騒音、振動と、ほこり等の配慮につきまして、十分に行っていきたいと思いますのと、
あと、これから施工業者が決まりましたら、その辺も併せてしっかり計画をさせていた
だきます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もう一度、財源についてお尋ねしますが、令和2年に県からの補助もあ
って基金として積み立てておる。これは公共事業云々という基金なのか、それとも、庁舎
解体の基金なのか、監査でいろいろ報告があるんですが、見落としておるのがあるんで
す。けれども、この予算書では特定財源ということで位置付けて提案をされております
が、その中身をもう少し詳しく説明を求めます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）こちら特定財源繰入金に上がっているものは、県の補償金を海田町公
共施設等整備基金、こちらに積み立てたものを繰り入れるものでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。まず1点、解体、今の解体の関係ですが、残ってしま
う備品があると、今回、売却をかけられると思うんですけど、売却をかける前に、町内、

それから委託業者、海田町の、実際に海田町の業務をやっている、そういうところにまず、先に見させて、欲しい人に持って帰らすような制度をやるべきじゃないかと思うんですが、それについてどうなのか。次に、17ページ、これは社会福祉協議会補助金120万組まれています。自らが指定管理を降りると言われているのに、その出て行かれるのにそれに対して、町がなぜ補助金を出さなきゃいけないのか理解できない。本当に理解できる説明をお願いしたい。次に、本当に財源がなくて困っているのは仕方ないと思いますが、どう考えてもそれは考えにくい。先日の全協の説明では、社協の理事会で決まったことだから、120万円計上しました、そのような説明されました。向こうが勝手に決めたことをこっちも審査なしに予算計上するには問題があるのではないか。これについてどうなのか。次に、令和2年度繰越剰余金2,700万円、令和3年度はこれが200万円増えて2,900万円、今年の3月の決算、また増えて3,000万円の繰越剰余金を持たれている。その剰余金があるのに、なぜ、また付け加えて補助金を出さなきゃいけないのか。この3,000万円の内訳どうなっているかいうと、1,400万円が特定の事業に係る準備金として、これ財産目録、見てもらったら分かると思いますが、あります。残った1,600万、これはどうなっているか調べていますか。法人運営事業の運転資金としてですよ。運転資金、1,600万持つとるんです。それに対してなぜ120万円も補助を出さなきゃいけないのか。本当に困っていたら、これをすることによって財産がなくなってゼロになってマイナスになって、借入起こさなきゃいけない状態いうんならまだ理解しますよ。とか、ほかの目的の事業の積立金を崩さなきゃいけないようになるんだったら理解します。1,600万円も積立剰余金を持って、なぜ補助出さなきゃいけないのか、これが3点目の問題。120万で本当に、実際に必要な金額、そのうちの一部の補助をするんなら、これも多少理解する。そんな説明も全くない。これをトータルして、全て言ったことについて御説明願いたい。次に、財政担当課、そういうものを調査して予算を計上したんですか。予算計上する以上、当然、その調査、説明を求めるのが本来の財政課の仕事ですよ。じゃ、繰越剰余金が幾らあるか。事務費としての運転資金としての積立てがどれだけ残るとるか、あなた方はそれ調査して予算計上されたんですか。それとも、その説明を求めたんですか。それについても説明を求めます。

○議長（桑原）企画部付課長。

○企画部付課長（山田）1点目につきまして、旧庁舎の中に残存している備品につきましては、町内の希望者の方に向けて、譲渡会を実施させていただきます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）社協移転経費についての補助金のことですけれども、なぜというところでもございますけれども、人件費や事務費等に対しまして、例年補助金を交付しております。この度、想定になかった移転に伴う経費について、事務費として補助金を増額して対応するというものでございます。補助金は毎年、年度末で精算をしておりますので、この度の移転に係る経費についても、不用額が生じたときにはその部分を返還いただくということで徹底したいと思っております。それから、120万円計上させていただいている根拠でございますけれども、金額といたしましては、電気代、水道代、引っ越し費用、それから、機械警備の必要経費を上げさせていただいております。運転資金が含まれているというところでもございますけれども、これにつきましては年度当初、当面の支出に充てる運転資金と認識いたしております。この度の移転に係る事務費につきましては、補助金の増額で対応することといたしましたものでございます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）付け加えまして、社協が勝手にやったことだというような御意見をいただいたんですけれども、福祉センターにつきましては、町の方針といたしまして、今ある健康器具であるとかプールをしっかりと活用いただく、また高齢者だけでなく、幅広い年齢層の利用も想定した指定管理をしたいという方針について、社協のほうにも相談いたしましたところ、そういう結果ではございますが、町の方針等を鑑みまして、今回、この補助金を計上させていただいたところでございます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）3点目、財政当局として補正予算を編成するに当たり、しっかり調査されたのかというお尋ねでございます。まず、補正予算編成に当たりましては、各課から補正予算の要求が上がりました全ての課に対して予算ヒアリングを行いまして、補正予算要求額の積算根拠、必要性等をそれぞれ聴き取りらせてもらっております。そうした中で、この度、引っ越し費用等、補正に必要なかどうかという論点の一つとして、先ほど、社会福祉課長の答弁にもありましたが、年度末、助成金については、例年精算して、不用額が出たら減額する中で、この度は補正しなくても対応できるかもしれないというところはあったんですが、ただ、項目としては、新たな項目というところで、やはり議会に対して補正予算として計上して、しっかり丁寧にする必要があるだろうというところで、必要額全額を計上させていただいております。ただ、社会福祉協議会が持つ繰

越剰余金2,000万何がしというところまで把握しているかという点については、私のほうではそこまで把握できておりませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、庁舎の問題、それ、分かっています。だから、その前に委託業者とか、一番困っているのは多分、あれじゃないんですか、福祉課の管轄の、放課後児童クラブか、あれが困るとるんじゃないかという部分があるので、あれだけでも先に見せてあげて、持って帰らせてあげたらどうですかと聞いただけなんです。できないならできないでいいですよ。できないと言っただけであればいいんですから。ところで、おかしいと違えますかって。本来、僕は、今までの説明の中で、福祉センターには、社会福祉協議会を入れるために事務室を大きく作ってあると、いきさつを説明しましたよね。本来であれば、あそこに残ってもいいんですよ。本来のできたときの趣旨からすれば。別に指定管理しなくたって、その分だけ指定管理から外してやればいいわけでしょう。それあなた方が、向こうが、できないから出て行くしかないから出て行きますと言ったんでしょ。それに付け加えて、本来の1年間の運営に係る補助金に対して補助出すなら、僕納得しますよ。今までも出してきてるし。そうじゃない。これは自らの都合で自らで移転するわけでしょう。じゃ、今まで、指定管理が出て行って、やめて、ほかの指定管理に変わったとき出しているんですか、移転補償費を。自分たちが、お金がないんなら、本来、予期せぬことに対する積立金を持つとるわけでしょう。そのための運転資金じゃないんですか。それがもしなければ私も何も言いませんよ。自らの都合で移転するのに、指定管理をやめるから出て行かなきゃならない、それは仕方ないにしても、自らの条件、あるじゃないですか。あなた方は、指定管理が向こうと合わなくなった、合わなくなったのなら当然自分たちが引っ越しをして、自分たちで処理するのが本来の姿じゃないんですか。何でもかんでもお金を渡して、何をしてください、これをしてくださいというのは外郭団体じゃないと思いますよ。幾ら公益の団体だといって、全て何でもかんでも与えるものじゃないと思いますよ。自らの血は自らの体は自ら削るしかないんじゃないですか。その辺が説明がつけてないと言っているんですよ。その辺について、きちんと再度説明をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この社会福祉協議会の運転資金につきましては、町の補助金や寄附金が入るまでの間、社会福祉協議会の運営を円滑にするために、運転資金として持つ

ておられるものでございます。これまでも御説明させていただいたように社会福祉協議会の社会福祉法に基づく、やはり、運営の状況等を鑑みまして、今回補助金として計上させていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）おかしいでしょう。運転資金の積立金は毎年増えているんですよ。減ってないんですよ、この3年間。100万円以上増えているんですよ。運転資金いうたって、3年前はその運転資金足りなかったんですか。足りてるわけでしょう。それが増えているじゃないですか。じゃ、おっしゃられるとおり、3年前に比べて増えた分だけ自分で持たせなさいや。そうすれば持つわけ。120万、1,600万のうちの120万円は自分が持ちなさいと言っているだけでしょ。これ以上議論しても仕方がないので、もう答弁求めませんが、おかしいことはしなさんな。これ、町長にお願いしておきます。町長、そういう分も踏まえて、しっかりと、本来でしたら、私、減額補正かけたいぐらいです。そこまでは今回何もしませんし、町長も最後まで、しっかりとそれらを見極めて、その資金の動きとか。それで最後の予算の執行をしっかりとやっていただきたい。それだけで止めておきます。あえてこれ、議長、答弁を求めませんので、町長にそれをお願いして質問を終わります。

○議長（桑原）企画部付課長。

○企画部付課長（山田）大変失礼いたしました。御指摘のとおり、譲渡会の前にそういう御希望があれば、またお渡ししたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。第48号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第49号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算

を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第49号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

この度の補正予算につきましては、レセプト点検事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）それでは、第49号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。内容につきましては、資料19によるところでございますが、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の補正でございますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。続きまして、議案を御説明いたします。第49号議案をお願いいたします。この度の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,262万6,000円とするものでございます。以上で令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。第49号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第50号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第50号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、一般管理一般事務事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） それでは、第50号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料20、令和5年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。それでは、資料20の保険事業勘定の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費一般事務事業につきましては、制度改正に伴う介護保険システムの改修費を551万3,000円増額するものでございます。次の介護施設ICT導入支援事業につきましては、資料21を提出しておりますが、介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設の大規模修繕の際に併せて行うICT導入に係る機器等の整備費用に係る補助金を378万円増額するものでございます。5ページ、6ページをお願いいたします。地域支援事業費の包括的支援事業費の包括的支援職員給与費事業につきましては、人事異動に伴い、614万円を減額するものでございます。次の包括的支援事業、社会保障充実分事業、任意事業費の任意事業、7ページ、8ページの介護予防生活支援サービス事業費の介護予防ケアマネジメント事業につきましては、給与改定に伴い報酬などをそれぞれ増額するものでございます。9ページ、10ページの一般介護予防事業費の一般介護予防事業につきましては、人事異動及び給与改定に伴い報酬等を98万6,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。4款、国庫支出金の地域支援事業交付金、5款、県支出金の地域支援事業交付金、7款、繰入金の地域支援事業繰入金につきましては、歳出の人件費、減額補正に伴い、それぞれ減額するものでございます。5款、県支出金の地域医療介護総合確保事業補助金につきましては、歳出で御説明いたしました介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設の大規模修繕の際に併せて行うICT導入に係る機器等の整備費用に対して交付される補助金で378万円を増額するものでございます。8款、繰越金につきましては、財源調整のため658万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出から御説明いたします。13ページ、14ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援職員給与費事業につきましては、人事異動に伴い603万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。11ページ、12ページをお願いいたします。2款、繰入金につきましては、介護予防支援職員給与費の減額に伴い一般会計からの繰入金603万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第50号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に474万円を追加し、歳入歳出の総額を22億4,448万7,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から603万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を1,504万9,000円とするものでございます。以上で令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。ちょっと理解に苦しむところがあるのでお尋ねしますが、議案の4ページ、資料の21の中にICT導入、じらくというところで、県から100パーセント補助があるということですが、分からんのは1定員に42万円、これは何を基準に42万円にしとるのか。施設の規模の範囲の中で、例えば、介護者あるいは介護士、その他いろんな条件があって1定員、この1定員というのは、基準が分からんのですが、それはどういう意味を示したものかお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）国から示されておりまして、1定員あたり42万円と決まっております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと理解に苦しむんですが、国から100パーセント補助があるという、その基準ですよ。じらく以外にいっぱいあるわけですが、それが該当するところが多分出てくると思うんですよ。それらとこのじらくとの、基準、あるいは判定、それはどこでどういうふうになって、ここで予算を計上しておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）対象施設に意向を伺ったところ、1事業所しか希望がございませんでした。

○議長（桑原）ほかにございませんか。大江議員。

○8番（大江）今の質疑に対して同じようなんですけども、ここ、今予算から42万割り出したら、90人定員という計算になります。それで、じらく房は通いに宿泊、訪問とかいろいろあります。前年度70人が参加しているということで、現在利用者は女性13人、男8人となっていますが、この定員はどこまでを定員として見ているんでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）泊まりの定員9名ということでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。第50号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第14、第51号議案、令和5年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第51号議案、令和5年度海田町水道事業会計補正予算第1号。この補正予算につきましては、人件費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、第51号議案、令和5年度海田町水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。初めに、資料22の令和5年度補正予算説明書にしたがいまして御説明いたします。それでは、資料22の下側にページを振っております1ページをお願いいたします。収益的支出の水道事業費用の営業費用です。原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費につきまして、給与改定に伴い総額で486万8,000円を増額するものです。

それでは続きまして、第51号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算、第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款、水道事業費用を486万8,000円増額し5億7,970万7,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を486万8,000円増額し7,435万8,000円とするものでございます。以上で令和5年度海田町水道事業会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。第51号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第51号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、発議6号、海田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。発議第6号、海田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。刑法の一部改正に伴い、条文中の懲役という字句を拘禁刑に改めるものです。施行期日は刑法等の一部を改正する法律の施行の日です。以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）提出者が議員全員でございますので、質疑、討論は省略いたします。

これより発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。発議第6号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第16、発議第7号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。石橋議員。

○3番（石橋）3番、石橋です。発議第7号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主

導的役割を果たすことを求める意見書案について、読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書であるウィーン宣言と具体的な手順や行動を定めたウィーン行動計画が採択された。この会議には、核の傘の下にありながら、オブザーバー参加した国があったものの、各保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためにはこれらの国の参加が大きな課題となっている。また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国をはじめ、多くの国が参加し議論が行われることが重要である。このようなか、今年5月には被爆地である長崎において、G7長崎保健大臣会合が開催され、各国の閣僚により平和公園で献花が行われた。また、同じ被爆地広島ではG7広島サミットが開催され、主要7か国の首脳により、核兵器のない世界に向けた議論が行われた。このように世界のリーダーが被爆地を訪れ、被爆の実相に触れたことは国際的な注目を集める貴重な機会となった。長崎と広島で被爆した被爆者の平均年齢は85歳を超えている。核兵器のない世界の実現という被爆者の切なる願いを唯一の戦争被爆国である日本政府は真摯に受け止め、次の事項を行動に移すことにより、核保有国と被核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要望する。1、核兵器禁止条約を早期に署名、批准すること。今後、開催予定の締約国会議にオブザーバーとして参加すること。2、その上で核保有国を含む核兵器禁止条約に署名、批准していない国に対し、署名、批准を要請すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。提出者が議員全員でございますので、質疑、討論は省略いたします。

これより発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。発議第7号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま決議した意見書については関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第17、委員会提出議案第6号、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会前田委員長。

○14番（前田） 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会委員長の前田です。委員会提出議案第6号、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案について提案理由の説明をいたします。新庁舎が竣工したことに伴い委員会の名称及び調査事項を変更するものです。変更内容ですが、委員会の名称を庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会から広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会に改めるとともに、調査事項から庁舎建設部分を削るものでございます。以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより委員会提出議案第6号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第6号については原案どおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第6号は原案のとおりこれを決します。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許可します。町長。

○町長（竹野内） 議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和5年第9回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます、12月4日から開会の海田町議会定例会におきましては、委員の皆様方には慎重に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり御議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。今後とも御指導、

御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（桑原） それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原） 異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することと決しました。

以上で令和5年第9回海田町議会定例会を閉会といたします。本日は大変御苦勞様でした。

午後2時45分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員